

# 知多市消防用設備等運用基準

## 第1章 総論

### 1 目的

この基準は、消防法（以下「法」という。）第7条及び第8条の3の規定に基づく消防同意及び防災消防規制に係る審査並びに消防用設備等による審査に必要な事項を定めるとともに、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的とする。

### 2 運用上の留意事項

この基準は、防火に関する規定の運用解釈、取扱いなどの法令基準等に基づくものに加え、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために知多市が附加した行政指導も含まれている。これらの指導事項については、防火対象物の安全性向上のために定めたものであるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者及び占有者）、設計者及び施工者等（以下「関係者等」という。）の理解のもと指導することを前提とすること。

### 3 床面積の算定

消防用設備等の設置に当たっての床面積の算定は、建築基準法令に定めるところによるほか、次によること。

(1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入するものであること。

(2) ラック式の倉庫の階の取扱い及び延べ面積等の取扱いについて

#### ア 階の算定

ラック式倉庫（棚又はこれに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫をいう。）の部分は、階数を1として取り扱うものであること。

#### イ 延べ面積等の算定

(ア) ラック式倉庫の延べ面積は、各階の床面積の合計により算定すること。

この場合において、ラック等を設けた部分（ラック等の間の搬送通路の部分を含む。以下この（2）において同じ。）については、当該部分の水平投影面積により算定すること。

(イ) ラック式倉庫のうち消防法施行令（以下「令」という。）第12条第1項第4号の適用において次のいずれかに該当する場合は、ラック等を設けた部分の面積により算定すること。この場合、当該部分に対してのみスプリンクラー設備を設置すればよいこと。

a ラック等を設けた部分とその他の部分が準耐火構造の床又は壁で区画されており、当該区画の開口部には防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付

のもの又は火災の発生と連動して自動的に閉鎖するものに限る。)が設けられているもの

b ラック等を設けた部分の周囲に幅5 m以上の空地が保有されているもの

(ウ) 前(イ)に該当する場合、令第12条第4項の適用については、ラック等を設けた部分における倉庫の構造によることとしてよいこと。

(エ) ラック等を設けた部分の面積が、延べ面積の10%未満であり、かつ、300㎡未満である倉庫にあつては、当該倉庫全体の規模に係わらず、令第12条第1項第4号に規定するラック倉庫として取り扱わないことができること。

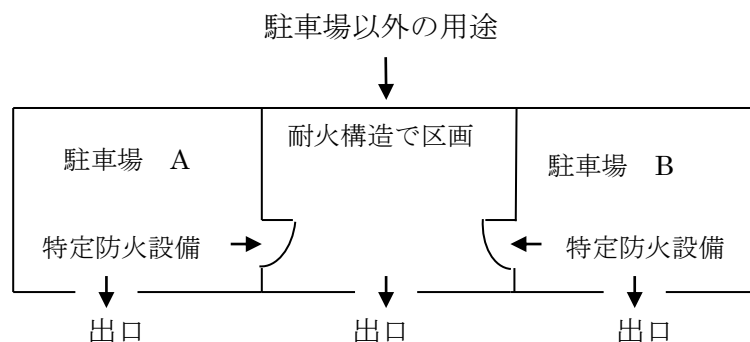
(オ) 天井の高さの算定

ラック式倉庫の天井(天井のない場合にあつては、屋根の下面)の高さは、当該天井の平均高さ(軒の高さと当該天井の最も高い部分の高さの平均)により算定すること。

(3) 駐車の用に供する部分の床面積等は、次により算定すること。

ア 車路は、床面積に算入するものであること。ただし、上階又は下階に通じる傾斜路、ランプ、カーリフト等は算入しないものとする。

イ 駐車の用に供しない部分を介して2箇所以上の駐車の用に供する部分がある場合は、それぞれの駐車の用に供する部分ごとの床面積を算定すること。(下記の図参照)



(4) 令第13条第1項第6欄に規定する「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備(以下「電気設備」という。)が設置されている部分」及び令第13条第1項第7欄に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分(以下「鍛造場等」という。)」の床面積の算定は、次のいずれかによること。ただし、屋外(屋上を含む。)に電気設備又は鍛造場等を設けるものにあつては次のイによること。

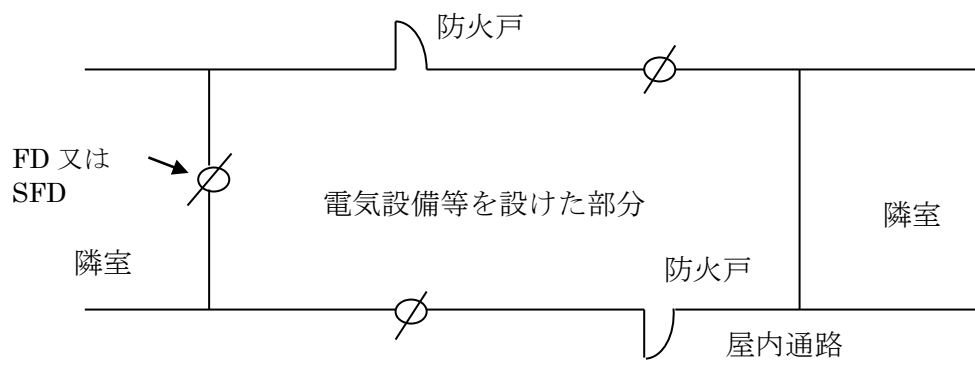
ア 不燃区画の壁、柱、天井(天井のない場合は、はり及び屋根)、床で区画された部分(以下「不燃区画」という。)の床面積とし、当該不燃区画に設けられた開口部は、次によること。

(ア) 屋内に面する出入口、窓、換気口(ガラリ等)の開口部には建築基準法施行令(以下「建基令」という。)第112条第14項第2号に規定する防火設備(出入口、窓等にあつては、防火戸に限る。)が設けてあること。

(イ) 屋内に面する換気、暖房又は冷房の設備の風道には、当該不燃区画を貫通している部分又はこれに近接する部分に建基令第112条第16項に規定する構造の防火設備が設けてあること。

(ウ) 屋外に面する開口部には、防火設備が設けてあること。

＜不燃区画をされた部分の場合（例）＞



(凡例)

- ・ 電気設備等を設けた部分是不燃区画とする
- ・ 防火戸は随時閉鎖等
- ・ 防火ダンパー（FD）は火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動するもの
- ・ 防火防炎ダンパー（SFD）は火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動するもの

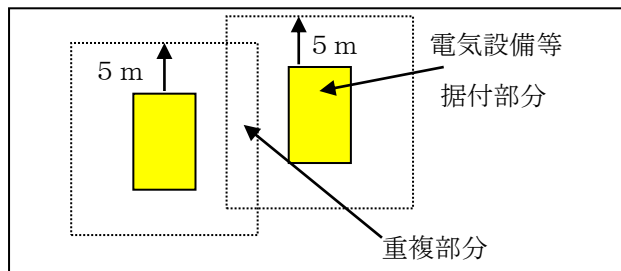
イ 水平投影による部分の場合

電気設備又は鍛造場等が設置される部分の当該機器が据え付けられた部分の水平投影面の周囲に水平距離5mまでの範囲の部分の床面積とし、水平投影による部分は次によること。

(ア) 同一室内に電気設備又は鍛造場等の当該機器等が2箇所以上設置されている場合は、合計した面積（水平投影による部分の床面積が重複する場合には、重複加算しない。）とすること。

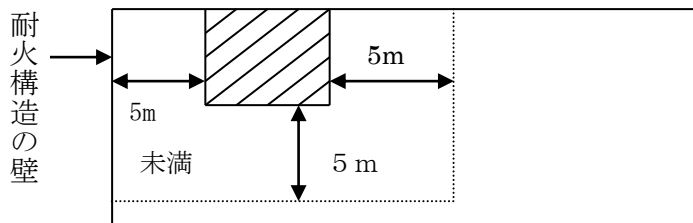
(イ) 水平投影による部分に耐火構造の壁がある場合の水平距離は、当該壁までの距離とすること。この場合、当該壁に開口部が設けられた場合にあつては、前アによる防火設備が設けられていること。

<重複部分がある場合>



重複部分を除いた点線部分内の面積算定をすること

<耐火有効壁がある場合>



点線部分内の面積算定をすること

ウ 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さが概ね奥行き<sup>2</sup>の2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものであること。

エ 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであること。

4 無窓階の取扱い

令第10条第1項第5号に規定する無窓階は、その階の床面積に対する開口部の割合、開口部の位置及び開口部の構造により決定する。

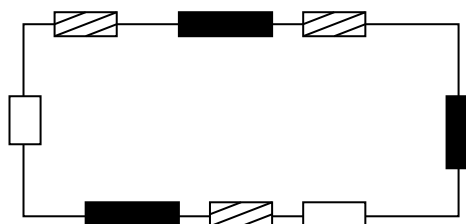
(1) 11階以上の階

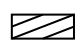

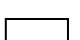
直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の1/30を超える階であること。

(2) 10階以下の階

前(1)の割合と同様であるが、(1)の開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれH1.2m×W0.75m以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が2以上含まれているものであること。

<例>



-  直径 50cm 以上の円が内接する開口部
-  大型開口部（開口部は、各々できる限り離れた位置に設けること）
-  その他の開口部

- (3) 床面から開口部下端までの高さは1. 2 m以内であること。
- (4) 開口部は、道又は道に通じる幅員 1 m以上の通路その他の空地に面していること。
- (5) 開口部は、内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できること。
- (6) 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されていること。

## 5 開口部の構造

次に掲げる開口部は、内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるものとして取扱うことができる。

### (1) 開口部の設けられたガラスの種別ごとの適否表

開口部の条件			無窓階判定	
			足場有り	足場無し
ガラス開口部の種類				
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 6 mm 以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
網入り板ガラス 線入り板ガラス	厚さ 6.8mm 以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ 5 mm 以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
合わせガラス	フロート板ガラス 6 mm 以下 + PVB (ポリビニルブチラール) 30mil (膜厚 0.76mm) 以下 + フロート板ガラス 6 mm 以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
	網入り板ガラス 6.8mm 以下 + PVB (ポリビニルブチラール) 30mil (膜厚 0.76mm) 以下 + フロート板ガラス 5 mm 以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×

	フロート板ガラス 5 mm以下+PVB (ポリビニルブチラール) 60mil (膜厚 1.52mm) 以下+フロート板ガラス 5 mm以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
	網入板ガラス 6.8mm以下+PVB (ポリビニルブチラール) 60mil (膜厚 1.52mm) 以下+フロート板ガラス 6 mm以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
	フロート板ガラス 3 mm以下+PVB (ポリビニルブチラール) 60mil (膜厚 1.52mm) 以下+型板ガラス 4 mm以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
倍強度ガラス	—	引き違い戸	×	×
		F I X	×	×
複層ガラス	構成するガラス (ガラスとガラスの間に中間層が存するもの) にあつては、上記表のガラスの組合せであれば容易に破壊することができるガラスと同等として取扱うものとする。			

#### 備考

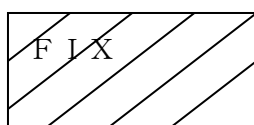
- 1 「足場有り」とは、開口部の外部にバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場がもうけられているもの
- 2 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、2以下の鍵 (クレセント錠又は補助錠をいう。) を解錠することにより、開放することができる開口部をいう
- 3 F I Xとは、はめ殺し窓をいう
- 4 合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれ J I S R 3205 及び J I S R 3222 に規定するもの

#### 凡例

- ……有効開口部として取扱うことができる。
  - △ ……ガラスを一部破壊し、外部から開放可能として、引き違い戸の 1 / 2 の面積で算定したものを有効開口部として取扱うことができる。
  - × ……有効開口部として取扱うことができない。
- (2) 開口部の形状等による有効開口部算定及び有効開口面積について各開口部の斜線部分を有効開口部算定可とする。なお、開口面積については窓枠等の部分を除いた内部の面積とする。

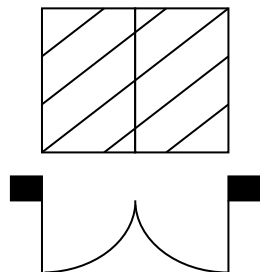
ア はめごろし窓

(ア) 厚さ 6 mm 以下の場合には有効開口部算定可



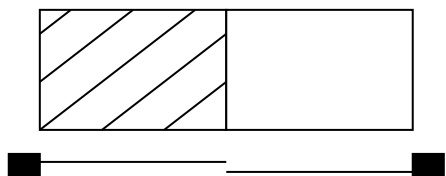
イ 両開き窓

(イ) 開放部分は有効開口部算定可



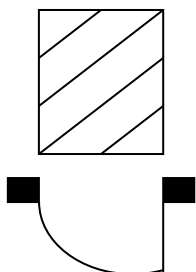
ウ 引き違い窓

(ウ) 引き違い窓（戸）は1/2の計算で  
有効開口部算定可



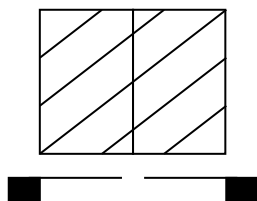
エ 片開き窓

(エ) 開放部分は有効開口部算定可



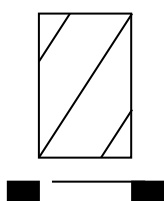
オ 両開き窓

(オ) 開放部分は有効開口部算定可

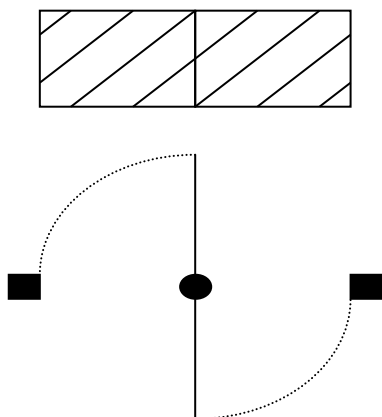


カ 片開き窓

(カ) 開放部分は有効開口部算定可

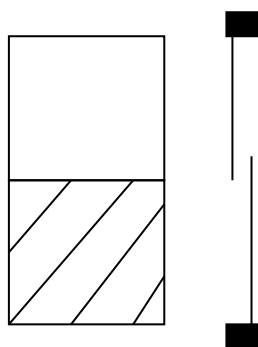


キ 回転窓



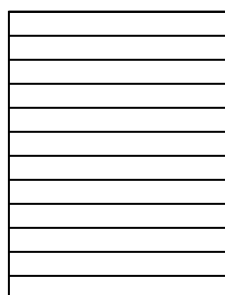
(キ) 開放角度が90度の場合は全開口部が有効開口部算定可。

ク 上げ下げ窓



(ク) 開放部分は有効開口部算定可

ケ シャッター・ハンガードア



(ケ) 原則として有効開口部算定不可であるが材質、開放方式及び停電時の開放措置等について一定の条件を満たせば有効開口部算定可とする。なお、詳細は次のとおり。



\* シャッター、ハンガードアの有効開口部算定について

種別（材質）	平常時の開閉方式	停電時、屋内からの開放措置	有効開口部算定の可否
軽量シャッター （スチール） （ステンレス） （アルミ）	電動式	チェーン等により開放	水圧開放装置（*1）を設ければ可
	手動式 （バランス式）	同左	可（*2）
重量シャッター （スチール） （ステンレス） （アルミ）	電動式	チェーン又はハンドル等により開放	水圧開放装置（*1）を設ければ可
	手動式 （チェーン式） （ハンドル式）	同左	水圧開放装置（*1）を設ければ可
軽量オーバースライダーシャッター （スチール） （アルミ）	電動式	チェーン等により開放	水圧開放装置（*1）を設ければ可
	手動式 （チェーン式） （バランス式）	同左	可（*2）
重量オーバースライダーシャッター （スチール） （アルミ） （ファイバーグラス）	電動式	チェーン等により開放	水圧開放装置（*1）を設ければ可
	手動式 （チェーン式） （バランス式）	同左	水圧開放装置（*1）を設ければ可 また、シャッター直近に出入口があれば全面可
ハンガードア （スチール） （アルミ） （ファイバーグラス） （木）	電動式	手動で開放	ハンガードアに潜り戸又は直近（5m以内）に出入口があれば全面可
	手動式	同左	

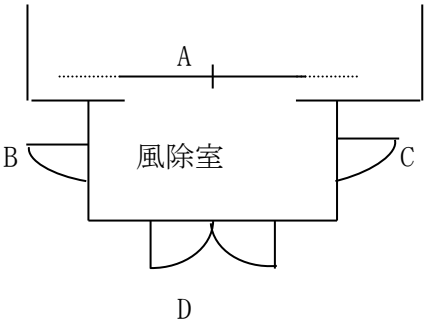
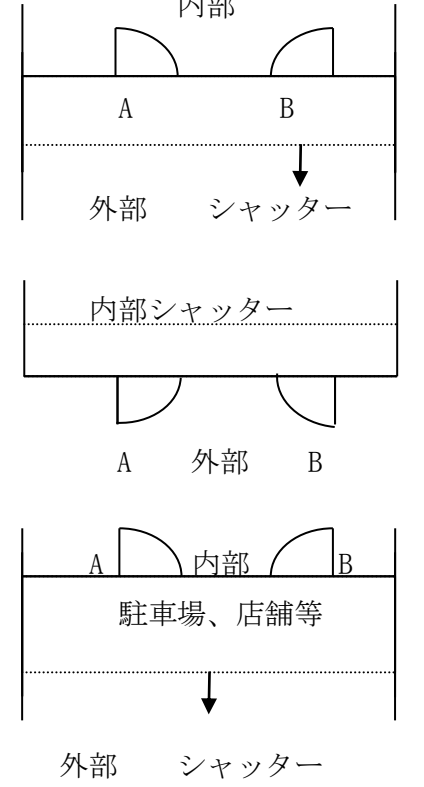
\*1 水圧開放装置には、送水圧によりシャッターを巻き上げる方式と、送水圧により電動開閉スイッチを作動（非常電源付）させ、巻き上げる方式が現在ある。避難階以外の階で当該装置を使用する場合、送水口は避難階を原則とし、巻き上げ機又は電動開閉スイッチの設置される高さにおいて、必要送水圧が確保できるよう設置すること。なお、水圧開放装置により2m以上巻き上げることができる場合は、全面有効開口部算定可とする。

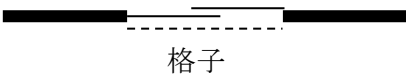
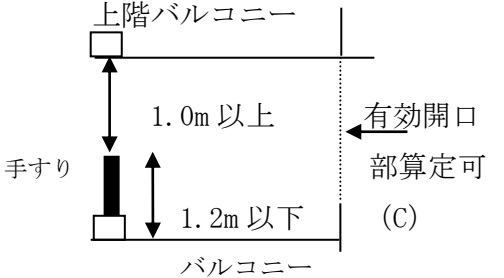

\* 2 避難階以外の階に設けた場合は、有効開口部算定不可とする。ただし、バルコニー等に有効に消防活動ができるスペースを設けた場合は、有効開口部算定可とする。

注 1) 停電時、屋内からの開放措置として手動によるチェーン、ハンドル等の開放操作は、床面から 1.5m 以下の高さで容易に行えるものであること。

注 2) 重量、軽量の定義を明確化した基準はないが、概ね材質厚が 1.5mm 以上を重量（特定防火設備である防火戸を想定）、同厚 0.8mm 以下を軽量としている。その中間材質厚のものは、原則として重量と定義付けるものとする。

(3) 開口部の組合せによる有効開口部算定について

開口部の組合せによる形態		判断基準等
① 風除室がある場合	 <p>The diagram shows a central rectangular area labeled '風除室' (wind-removal room). Above it is a horizontal line labeled 'A'. To the left and right are curved shapes labeled 'B' and 'C' respectively. Below the room are two curved shapes labeled 'D'.</p>	<p>A と B+C+D の有効開口面積を比較し、面積の少ない方で有効開口部算定を行う。上記により、A が有効開口部算定される場合の階床面積は、風除室の面積を除く面積として差し支えない。</p>
② シャッターと扉の組合せの場合	 <p>The diagrams are labeled 'ア', 'イ', and 'ウ'.          'ア' shows an interior (内部) with two doors labeled 'A' and 'B'. Below them is an exterior (外部) with a shutter (シャッター).          'イ' shows an interior (内部) with a shutter (内部シャッター). Below it is an exterior (外部) with two doors labeled 'A' and 'B'.          'ウ' shows an interior (内部) with two doors labeled 'A' and 'B' in a parking lot or shop (駐車場、店舗等). Below it is an exterior (外部) with a shutter (シャッター).</p>	<p>*シャッターが有効開口部とみなされる場合</p> <p>ア A、B で有効開口部算定を行う。 この場合の階床面積は、A、B 開口部面とシャッター面に囲まれた部分を除いた面積として差し支えない。</p> <p>イ A、B で有効開口部算定を行う</p> <p>ウ シャッターと扉の間の状況によりシャッター部分で有効開口部算定を行う（ただし、A と B が有効開口部である場合に限る。）</p>

③ 格子を設けた場合		有効開口部算定不可とする。
④ 外壁面にバルコニーがある場合		手すりが 1.2m以下で、その上部との開口部が 1.0m 以上の場合は、C の開口部は有効開口部算定可とする。なお、バルコニー幅は 60 cm 以上のこと。
⑤ 二重窓の場合		有効開口部算定可とする。

## 6 内装制限により消防用設備等（屋内消火栓設備等）の緩和措置を受ける範囲

- (1) 居室の内装（天井、壁（床面より 1.2m以下の腰壁を含む））は不燃材料、準不燃材料、難燃材料（その他同等の防火性能を有するものとして国土交通大臣の認定したものを含む）を使用しなければならない。また、地階・火気使用室は難燃材料の使用はできない。
- (2) 廊下及び階段の、天井、壁の内装は、準不燃材料とする。避難階段、特別避難階段では、下地、仕上げとも不燃材料とする。

## 7 壁紙、塗料等

内装制限を受ける室内の仕上げとして、壁紙を貼る若しくは、塗料等を塗るなどの方法があるが、これらも材料、施行方法等の規制を受ける。

\* 防火壁装材料は仕上げの認定を受け防火性能認定ラベルを見やすい位置に貼付してあること。また、塗料、塗壁等は基材同等で防火性能を有するものであること。

## 8 防災対象物品、防災表示

- (1) 法第 8 条の 3 第 1 項、令第 4 条の 3 第 3 項の防災対象物品には次のものが含まれるものであること。

ア 仕切りに用いられる布製のアコーディオンドア

イ 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの

- ウ 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈がおおむね1 m以上のもの
  - エ 映写用スクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）
  - オ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板
    - (ア) 試着室に使用される目隠布
    - (イ) 昇降機（エレベーター）の床・壁の内面保護等のための敷物等（2 m<sup>2</sup>を超えるもの）
- (2) 次の床敷物等は、防災対象物品に含まれないものであること。
- ア 大きさが2 m<sup>2</sup>以下のじゅうたん等
  - イ 畳
  - ウ じゅうたん等の下敷にクッション材として使用されているアンダークッション、アンダーフェルト等
  - エ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド
  - オ 外壁に沿って垂れ下がっている広告幕
- (3) 防災表示
- 防災表示は見やすい位置に縫付、貼付又は下げ札等において表示すること。

## 9 収容人員の算定

- (1) 従業者の取扱いは次によること。（政令別表第1（以下「令別表第1」という。）各項の共通的な取扱い）
- ア 従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ臨時的に雇用されるものにあつては、従業者として扱わない。
  - イ 交替制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複して存在する交替時の数としないこと。ただし、引継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあつては、その合計とすること。
  - ウ 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。
  - エ 階単位に収容人員を算定する場合にあつて、2以上の階で執務するものについては当該階に執務用のいす等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入すること。
  - オ 階単位に収容人員を算定する場合、従業者が使用する社員食堂等は、当該部分を3 m<sup>2</sup>で除して得た数の従業者があるものと算定すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、この限りでない。
- (2) 収容人員を算定するにあつての床面積の取扱いは次によること。（令別表第1各項の共通的な取扱い）
- ア 単位面積当たりで除した際の、小数点以下の数は切り捨てるものであること。

ただし、令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物で、和式の宿泊室を単位面積当たりで、除した際に生じる1未満の端数は切り上げるものとする。

イ 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものであること。

- (3) 固定式のいす席とは、構造的に固定されているもの又は設置されている場所が一定で固定的に使用され、かつ、移動が容易に行えないものをいう。

なお、次に掲げる床に固定されないいす席は「固定式のいす席」として取扱うこと。

(令別表第1各項の共通的な取扱い)

ア ソファ等はいす席

イ いす席を相互に連結したいす席

- (4) (1)項の防火対象物

ます席、大人入場等のすわり席及び移動いすを使用する客席部分は、その他の部分として0.5㎡で除して算定すること。

長いす席を使用する部分は、長いす席の正面幅を合計することなく個々の長いす席ごとに算定すること。

立見席については、当該部分の床面積を0.2㎡で除して得た数とすること。

- (5) (2)項及び(3)項の防火対象物

ア 遊技のための機械器具を使用して遊技をおこなうことができるものの数については次によること。

(ア) ビリヤードは1台につき2人とする。

(イ) 麻雀は1台につき4人とする。

(ウ) カラオケルームはカラオケマイクの数と固定式のいす席を算定して合算する。

(エ) ルーレット等ゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分0.5mにつき1人として算定する。

なお、遊技人員が明確に限定できるものについては、その数による。

(オ) キャバレー等のホステスは、従業者として取扱うこと。

(カ) ディスコ及びダンスホールの踊りに供する部分は、その他の部分として取扱うこと。

- (6) (4)項の防火対象物

売り場内のショーケース等を置いている部分は、従業者以外の者の使用する部分として取扱うこと。

- (7) (5)項イの防火対象物

ア 和式の宿泊室の前室部分は、宿泊室の一部として取扱うこと。

イ 和式の宿泊室の収容人員の算定に当たっては、通常宿泊者1人当たりの床面積が概ね3㎡程度となるような使用実態にある場合には「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取扱うこと。

ウ 1の宿泊室に洋式の部分と和式の部分（前室部分含む）とが併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなのは、この限りでない。

エ 中二階（棚状）式のもの、棚数をベッド数とみなして算入すること。

(8) (5) 項口の防火対象物

ア 共同住宅等の収容人員の算定は、居住者数とされているが、建築確認時に居住者数は不明であるため、次の表により算定するものとする。

住 戸 の 型	算定居住者数（人）
1 K、1 DK、1LDK、2 DK	2
2 LDK、3 DK	3
3 LDK、4 DK	4
4 LDK、5 DK	5

※ 以降1室増すごとに1人増加する。

イ 単身者用住戸は1人として算定する。ただし、建築確認書類に1人しか入居しない旨を記載させること。

ウ 1K及びワンルームの居室面積が15平方メートル未満のときは、収容人員を1人とすることができる。

(9) (6) 項の防火対象物

ア 病院等の乳幼児は、収容人員に含めること。

イ 病院が和室の場合は、旅館の和式の宿泊室の算定方法によること。

(10) (7) 項の防火対象物

階単位に収容人員を算定する場合は、次によること。

ア 一般教室については、教職員の数と児童、生徒又は学生の数とを合算して算定すること。

イ 特別教室等については、その室の最大収容人員とすること。

ウ 一般教室と特別教室等が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。

(11) (9) 項の防火対象物

階単位の収容人員を算定する場合は、次によること。

ア 蒸気浴場、熱気浴場等の特種浴場に付属するトレーニング室等のサービス室は、休憩の用に供する部分と算定すること。

イ 浴場には、釜場及び火たき場は含まれないこと。

(12) (10) 項の防火対象物

車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する者、例えば、食堂、売店の従業者等を含めること。

(13) (15)項の防火対象物

スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、プール、プールサイド、コート（注1）、打席部分（注2）、ロビー及びミーティングルームを人員算定のための面積に算入すること。ただし、通行専用部分、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は算入しないこと。

注1 建物の一辺以上が全面開放され、かつ、容易に屋外に避難できる場合は建築主と協議のうえ決定する。

注2 固定された打席部分が設けられている場合は、その数によること。

10 消防用活動空地

知多市宅地開発等に関する指導要綱及び指導要綱細則のその他については、次のとおりとする。

- (1) 活動空地への進入路の構造（マンホール等の蓋も含む。）は、重量 22 t のはしご車等が走行するのに十分な強度を有すること。
- (2) 活動空地の構造は、原則として進入路の構造に準じること。
- (3) 活動空地の縦・横断勾配は8%以下とすること。
- (4) 活動空地の地下には、原則としてガス管、水道管等の工作物を埋設しないこと。
- (5) 活動空地と建築物の間及びその周辺の上空には、はしご車の活動の支障となる工作物等を設置しないこと。
- (6) 規制標識板は活動空地の見やすい位置に設置し詳細は概ね以下のとおりとすること。ただし、消防活動空地が他の用途と区別できるものであれば他の表示方法でもよいものとする。

縦 600mm  
横 900mm  
(単位：mm)

は し ご 車 専 用 の 消 防 活 動 用 空 地
ここは、火災、救助等緊急時に使用しますので (注) 一般車両の駐車はできません 意 ○○○管理人 知多市消防署

1 1 消防用設備等の検査を受けなければならない防火対象物の指定

令第35条第1項第2号の規定に基づき消防長又は消防署長が指定する消防用設備等の消防検査は、以下のとおりとする。

令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が500㎡以上のもの。

1 2 消防用設備等の各種届出について

法第17条の3の2に規定する消防用設備等の設置に係る届出（以下「設置届」という。）、法第17条の14に規定する消防用設備等の工事着手に係る届出（以下「着工届」という。）、消防法施行規則（以下「規則」という。）第31条の3に規定する「検査済証」、及び火災予防条例施行規則第7条の規定する処理については次のとおりとする。

(1) 届出日又は交付日

区 分	届 出 日 等
着 工 届	消防用設備等の工事に着手しようとする日の10日前まで
設 置 届	消防用設備等の設置に係る工事が完了した日から4日以内
防火対象物工事計画届	防火対象物の工事に着手する前まで
検 査 済 証	消防用設備等の設置検査結果が適正であったことを確認後、速やかに交付

(2) 着工届、設置届の図面

添付書類は折り上げで日本産業規格A4を原則とする。また、図面の縮尺は、百分の一を原則とするが、その目的が達成される場合にあつてはこの限りでない。

(3) 届出単位

届出は、設備ごと、棟ごとを原則とする。

(4) 着工届の添付図書

別記1参照

(5) 着工届について（任意に着工するものを除く）

着工届は、新設、増設、移設、取替え、改造に係る消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、増設、移設、取替えに係る工事のうち、別記2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取扱うことにより着工届を要しないことができるものであること。

ア 令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等に係る工事については、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。

イ 甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管、配線図、平面図、立面図、断面図等）及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出す



ること。

ウ 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第4条の2の4第2項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、査察時等に提示できるようにしておくこと。

(6) 設置届及び消防検査について（任意に設置するものを除く）

設置届は、新設、増設、移設、取替え、改造に係る消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、増設、移設、取替えに係る工事のうち、別記2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取扱うことができるものとする。

ア 軽微な工事にあつても、設置届を省略することはできないものであること。

イ 軽微な工事に係る消防検査については、設置届に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により消防検査を行うこととし、現場確認を省略することができること。

ウ 軽微な工事に係る事項については、査察等の機会をとらえ、維持台帳に編冊された経過一覧表及び試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等が適正に設置・維持されていることを確認すること。

(7) 消防用設備等に係る軽微な工事についての留意事項

ア 消防用設備等に係る軽微な工事については、甲種消防設備士により適切な工事が行われることを前提に着工届及び消防検査の簡素化を図ったものであること。したがって、法第17条の5の規定による消防設備士の業務独占に係る工事以外の工事については、消防用設備等に係る軽微な工事に該当しないこと。

イ 消防用設備等に係る軽微な工事の範囲については、別記2に掲げるとおりであるが、これに該当するか否か判断が難しいものにあつては、甲種消防設備士に対して、事前に相談、協議すること。

(8) 消防用設備等の撤去について

消防用設備等の撤去については、着工届及び設置届を要しないものであるが事前相談等があった場合、「撤去届」（任意の様式）を届出よう要望しその実態を把握することが望ましいこと。

(9) 工事の区分

消 防 用 設 備 等 に 係 る 工 事 の 区 分	
新設	防火対象物（新築のものを含む）に従前設けられていない消防用設備等を新たに設けることをいう。
増設	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。
移設	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。

取替え	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。
改造	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい「取替え」に該当するものを除く。
補修	防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。
撤去	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。

(10) 防火対象物工事計画届の図面

建築確認申請の写し、建築物の配置図、室内仕上げ表、各階平面図、建具表、建物面積、消防用設備等の関係図その他必要な関係図（立面図、断面図、矩形図等）

(11) 令第36条の2の規定による工事から除外（非常警報設備、漏電火災警報器、誘導灯）されているものの工事については、消防機関の聞知しないうちに設置を完了し、使用開始時において、不備等の問題を生ずることが予想されることから、事前に設備計画をチェックし、適正な消防用設備等の指導が必要であるので別に定める着工届を届出するよう指導すること。

ア 非常警報設備

工事整備対象設備等着工届出書（規則、様式第1号の7）に非常警報設備（放送設備、非常ベル）概要表（別添1）添付

イ 漏電火災警報器

漏電火災警報器着工届出書（別添2）

ウ 誘導灯

誘導灯着工届出書（別添3）

エ その他

（ア） 平面図及び配線図等は必要に応じ添付すること。

（イ） 届け出日は工事に着手をしようとする日の10日前までにすること。

### 1.3 設置届の図面

- (1) 消防用設備等に関する図書（着工届時の図書と同じであれば省略しても差し支えない）
- (2) 設計書
- (3) 仕様書
- (4) 計算書
- (5) 系統図
- (6) 配管及び配線図並びに平面図
- (7) 立面図及び断面図
- (8) 各消防用設備等試験結果報告書
- (9) 各消防用設備等の消防用設備等試験結果報告書

### 1.4 消防用設備等について資格を有する者に点検をさせなければならない防火対象物の指定について

令第36条第2項第2号の規定に基づき消防長又は消防署長が指定する防火対象物は、以下のとおりとする。

令別表第1（5）項口、（7）項、（8）項、（9）項口、（10）項から（15）項まで（16）項口、（17）項及び（18）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000㎡以上のもの。

### 1.5 電気錠について

ホテル、共同住宅等の設置されている電氣的に施解錠ができる錠前（以下「電気錠」という。）については以下のとおり運用するよう指導すること。

#### (1) 電気錠の種類

施解錠の方法により、次のように分類する。

##### ア 通電時施錠型

通電時は施錠し、非通電時は解錠されるもの

##### イ 通電時解錠型

通電時は解錠し、非通電時は施錠されるもの

##### ウ 瞬時通電施解錠型

瞬時通電により施解錠されるもの

##### エ 瞬時通電解錠型

瞬時通電により解錠されるもの

#### (2) 解錠の方法

電気錠を非常時に解錠する方法には、次の方法がある。

- ア 防災センター、管理事務所等に設置した遠隔操作装置により解錠するもの（以下「遠隔解錠」という。）

- イ 自動火災報知設備の火災感知と連動し、解錠するもの（以下「連動解錠」という。
- ウ 扉の直近の見やすい位置に、非常時手動で解錠できる装置（以下「非常解錠装置」という。）

(3) 設置基準

規則第5条の2に定める避難口又は、避難上又消火活動上有効な開口部の進入に支障をきたすおそれのある場合に電気錠を設置する場合は、次の表によること。

設置場所	電気錠の種類	遠隔解錠	連動解錠	非常解錠装置	非常電源
避難口	通電時施錠型	○	○	○ 屋内側	
	通電時施錠型 以外のもの	○	○	○ 屋内側	○
避難上又は消 火活動上有効 な開口部	通電時施錠型	○			
	通電時施錠型 以外のもの	○			○

- ※ ホテルの客室等に用いる場合は、通電時施錠型とすること。
- ※ ホテルの客室等の非常解錠装置は、客室側に設けること。
- ※ 表中の○印は設置を要する範囲を示す。
- ※ 避難口又は避難上又消火活動上有効な開口部に設ける電気錠の連動解錠は、自動火災報知設備の設けられていない防火対象物を除くものとする。
- ※ 電気錠に附置する非常電源は、自動火災報知設備に準ずるものとする。
- ※ 精神病院、福祉施設等について、防火管理が適正に行われ、常時人のいる場所から遠隔操作により施錠が管理されているもののうち、患者を収容する病棟又は病室が存する階については、非常解錠装置を設置しないことができる。

## 別記 1

### 消防用設備等の着工届に係る添付図書

#### 1 消火設備

(1) 附近見取図

防火対象物の所在地附近の略図ただし、敷地が大きい場合は、敷地内の建物配置図も添付すること。

(2) 防火対象物の概要表

(3) 消火設備の概要表

(4) 平面図

消火設備の設置に係る防火区画、階段、各室の用途、床面積、高さ（天井及び天井裏高さ）、各設備の機器等の配置状況、配管または配線状況等を明記したもの

(5) 断面図

消火設備の設置に係る階の断面を明記したもの

(6) 配管系統図

消火設備の構成、配管の経路、口径等を系統的に明記したもの

(7) 配線系統図及び展開図

配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記したものの

(8) 計算書

次に掲げる事項を明記したもの。なお、算出に用いる各種係数の根拠を明記すること。

ア 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法

イ 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法

ウ 配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法

エ 電動機等の所要容量の算出方法

オ 非常電源の容量の算出方法

(9) 使用機器図

加圧送水装置、ノズル、弁、警報装置等に使用されている機器及び非常電源に係る機器の詳細を明記したもの

#### 2 警報設備

(1) 附近見取図

1 (1) に準ずる

(2) 防火対象物の概要表

(3) 自動火災報知設備若しくは消防機関へ通報する火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備の概要表

(4) 平面図

警報設備の設置に係る階の防火区画、各部屋の用途等を明記したもの及び警報設備の機器等の配置、配線状況等を明記したもの

(5) 断面図

警報設備の設置に係る階の断面を明記したもの

(6) 配線図

電線管の口径、配線本数、電線路の立ち上がり、警戒区域等を明記したもの

3 避難設備

(1) 附近見取図

1 (1) に準ずるほか、避難器具を設置する場所附近に避難器具の使用又は設置に障害となるおそれがあるかどうか判断できるもの

(2) 避難器具の概要表

(3) 平面図

避難器具の設置に係る階の防火区画、各部屋の用途等を明記したもの

(4) 立面図

避難器具の設置に係る部分の立面を明記したもの

(5) 避難器具の設計図書等

避難器具を取り付ける開口部の詳細、避難器具の取り付け金具及び取り付ける部分の詳細を明記したもの

(6) 計算書

避難器具の取り付け金具及び取り付ける部分の強度の算出方法を明記したもの

4 各概要表

各概要表については、平成5年10月26日付消防予第285号より通知された概要表にて運用すること。

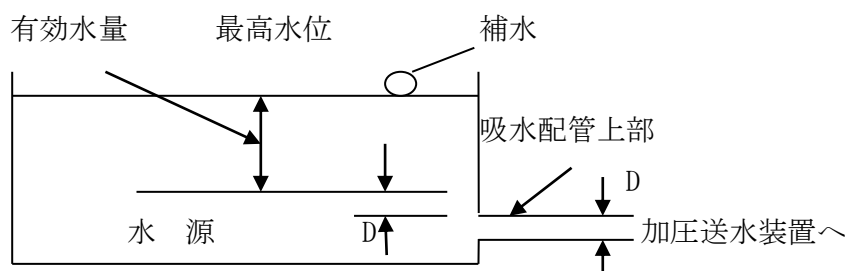
## 第2章 消火設備

### 第1 屋内消火栓設備

#### 1 水源

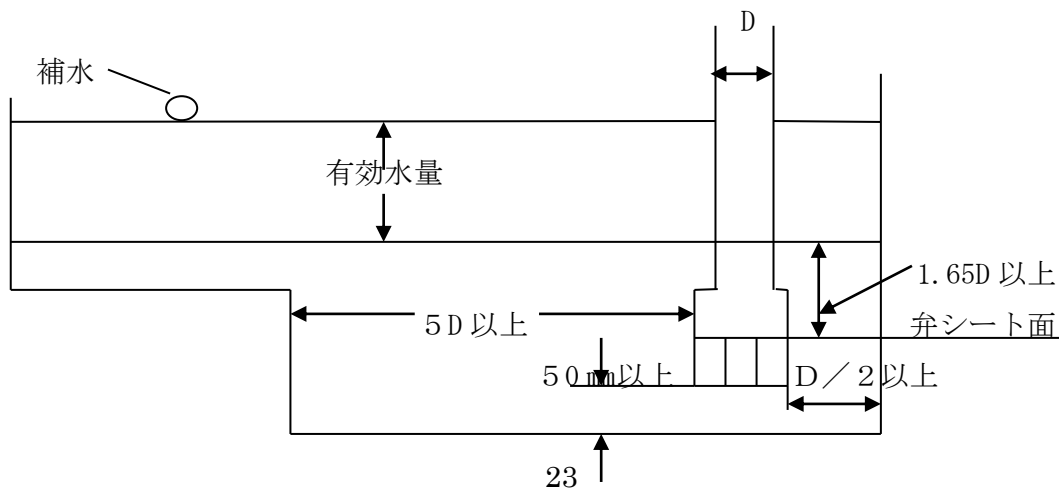
- (1) 水源は、消防用設備等専用（自然水利を除く）とし、常時必要水量を確保すること。
- (2) 水源（自然水利を除く）には、減水した場合、自動的に補水できる措置を講ずること。
- (3) 水源として自然水利（常時必要水量が確保できているものに限る）を用いるものは、砂、泥等の異物が混入しないよう、取水部分にろ過装置を設けること。
- (4) 他の消防用設備等と併用する場合の水源の水量は、各消防用設備等に必要の規定水量が確保できるように、それぞれの規定水量を加算して得た量以上とすること。なお、防火水槽と屋内消火栓設備等の水源は使用方法が異なることなどから併用はしないこと。
- (5) 水源の有効水量は、次によること。

ア 地上式のものにあつては、給水可能な最高水位から吸水配管上部に当該配管の直径  $D$  以上の高さを除いた水位までの水量とすること。ただし、加圧送水装置が最高水位よりも上部に設けられているものにあつては、次のイの例によること。

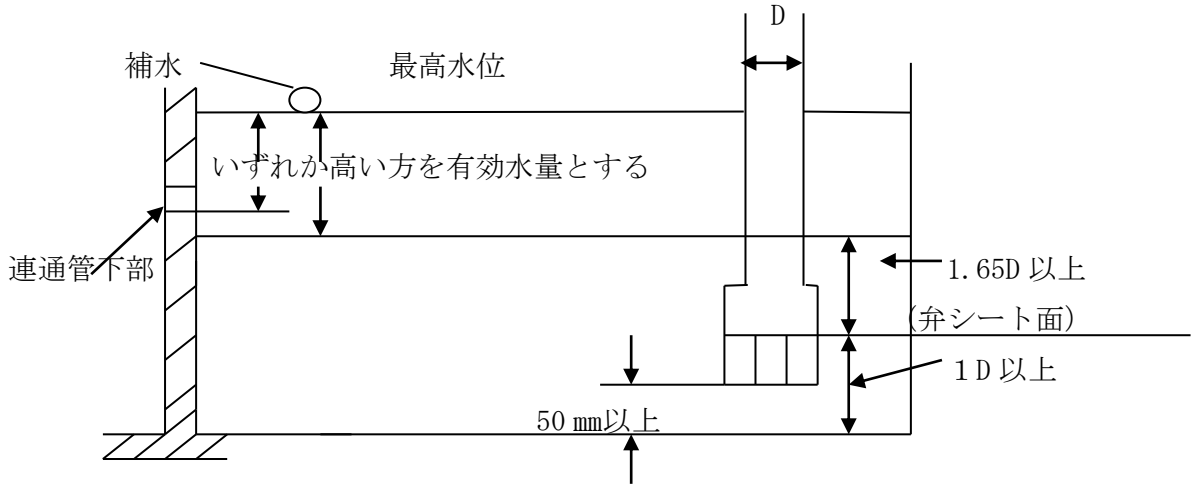


イ 地下式水槽の場合は、当該吸水管の直径を  $D$  としたとき、フート弁の弁シート面より  $1.65D$  上部又は連通管下部の位置のうち、いずれか高い位置から最高水位までの水量とすること。

<サクシオンピットのある場合>



＜サクシヨンピットのない場合＞



- (6) 有効水量の深さは、1m 以上とすること。
- (7) 水槽は、鉄筋コンクリート、ステンレス鋼製等耐食性及び耐熱性のあるものとする。ただし、不燃材料で作られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室又は当該建築物等又は開口部から 5 m 以上離れ延焼のおそれのない場所に設ける場合は、合成樹脂製のものとする事ができる。

2 加圧送水装置

- (1) 加圧送水装置は、認定品又は加圧送水装置の基準（平成 9 年消防庁告示第 8 号。以下「告示 8 号」という。）に適合すると認められるものとする。以下「加圧送水装置」について同じ。）
- (2) 加圧送水装置は、凍結のおそれなく（防護措置を含む。）、かつ、点検に便利な場所に設けるほか、次のいずれかに掲げる場所に設けること。
- ア 不燃材料で区画し、開口部には、防火戸を設けた加圧送水装置等（ポンプ、電動機と制御盤、呼水装置、水温上昇防止用逃がし装置、ポンプ性能試験装置、起動用水圧開閉装置及びその付属機器を言う。以下同じ。）の専用室、なお、専用室には、飲料、雑排水等に用いる加圧送水装置等を併置することができる。
- イ 屋外又は、主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上等で加圧送水装置等の点検に支障がないよう不燃材料で区画した場所。
- ウ その他、火災による被害を受けるおそれがないよう、特に有効な措置を講じた場所
- (3) 加圧送水装置等は屋内消火栓設備専用とすること。ただし、他の消防用設備と兼用する場合は、送水圧力の異なる設備に合わせ設置することとする。
- (4) ポンプ性能試験装置の二次側配管は、水槽に還流する等有効に排水できること。



- (5) 地上式の加圧送水装置は、次によること。
  - ア 加圧送水装置は、堅固で水平な床面等に取り付けること。
  - イ 加圧送水装置は、基礎ボルトで床面等に固定し、振動等により、ずれ等を生じないものであること。
  - ウ ポンプの吸水管及び吐出管等には、振動等を吸収するための金属製の可撓管継手を設けること。ただし、ポンプと同一の架台に設けられた呼水槽等へ接続する管については、この限りでない。
  - エ 可撓管継手は、認定品又はこれと同等品のものとする。
  - オ ポンプ周辺の配管は、サポート等で固定すること。
- (6) 加圧送水装置等が設置されている場合は、当該機器の点検ができるスペース、照明、非常照明装置、排水等を確保すること。

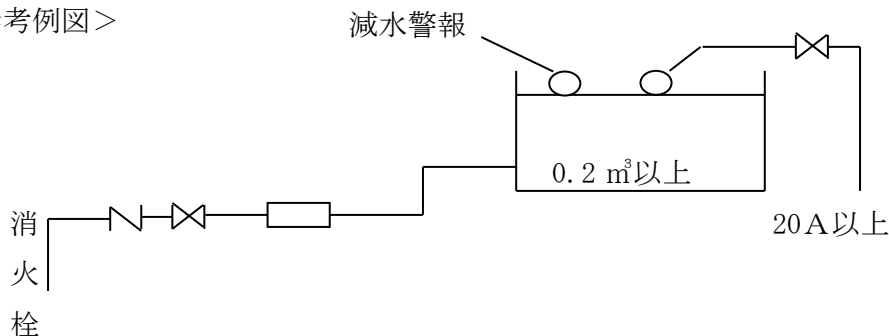
### 3 呼水装置

- (1) 呼水装置は加圧送水装置の一部として認定されたもの又は告示 8 号に適合すると認められるものとする。
- (2) 減水警報装置は、フロートスイッチ又は電極とし、呼水槽の貯水量が 2 分の 1 に減ずるまでに、自動火災報知設備受信盤等に音響により警報を発するものであること。

### 4 配管

- (1) 配管は原則、専用とすること。
  - (2) 配管は、速やかな放水及び配管内の腐食防止等のため、高架水槽又は補助高架水槽（以下「高架水槽等」という。）に連結するか、若しくは起動用圧力タンクにより常時充水すること。
  - (3) 高架水槽等の吐出部直近には、仕切弁、逆止弁及び可撓管継手を設けること。なお、高架水槽等への接続配管及び可撓継手は他の消防用設備等との配管との兼用（仕切弁、逆止弁を除く。）することができる。
  - (4) 高架水槽等へ連結する配管径は、20 A 以上とすること。
  - (5) 専用的高架水槽等を設ける場合の容量は、0.2 m<sup>3</sup>以上とし、20 A 以上の配管で常時補水できるものであること。
- ただし、複数の消火設備等を設ける場合にあっても水量の加算は要しないものとする。

<参考例図>



- (6) 直接外気に面する屋外配管等その設置場所によって凍結するおそれがある配管には、

凍結防止の措置を講ずること。

(7) 地中埋設する配管は、次のアからウまでのいずれかの方法により、有効な防食措置を講ずること。

ア 配管が目視できるU字構又は、配管ピット等により布設する方法

イ 防食被覆（アスファルトテープ等）を施す方法

ウ その他ア又はイと同等以上の防食方法

(8) 配管には、排水弁を設け、管内の排水ができるようにすること。ただし、消火栓開閉弁から有効に排水できるものにあつてはこの限りでない。

(9) 配管の材質は、規則第12条第1項第6号ニ、ホ及びトによること。

(10) 管には、空気だまりが生じないような措置を講ずること。

(11) 配管は、専用支持金具にて堅固に固定されていること。

(12) フート弁は、ろ過装置を有するもので、ステンレスワイヤ等で手動により容易に開閉できる構造のものとする。

(13) 補助ポンプ（主ポンプの補助用として設けるポンプをいう。）を設ける場合の接続配管は、屋内消火栓設備の主配管と可撓管継手で接続すること。

(14) 補助ポンプには、屋内消火栓設備の機能に支障を及ぼさないよう仕切弁、逆止弁を設けること。

(15) 配管に設ける止水弁には、開閉方向、常時開又は常時閉の表示を、逆止弁にあつてはその流水方向を見やすい位置に表示すること。

## 5 起動装置

(1) 起動装置として起動用水圧装置を用いる場合は、屋内消火栓開閉弁を開放することにより起動し、停止は直接操作によるものであること。

(2) 起動用水圧開閉装置は、加圧送水装置の一部として認定されたもの又は加圧送水装置の基準に適合すると認められるほか、次によること。

ア 設置場所は、2（2）に準ずること。

イ 起動用圧力タンクの起動設定圧力は、ノズルにおける放水圧力が最も低くなると予想される部分において1号消火栓は0.17Mpa以下（2号消火栓は0.25Mpa以下）となる前に起動する値とすること。

(3) 押しボタン式の遠隔操作部は、保護カバーが取り付けられていること。ただし、消火栓箱内に設けられたものにあつては、この限りでない。

(4) ポンプが作動した旨を遠隔操作部で表示（灯火又は灯火の点滅等）するとともに、自動火災報知機受信盤等へ移報すること。

## 6 屋内消火栓箱（1号消火栓）

(1) 筒先は、次によること。

ア 筒先は、原則として噴霧切替式のものとする。

イ 筒先は、日本消防検定協会の鑑定品とすること。

(2) ホース

ア ホースは、15m以上のものを2本とする。

イ ホースは、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」(平成25年総務省令自治省令第22号)の呼称40又は50に係る規定に適合したものであること。

ウ ホースの両端には、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」(平成25年総務省令自治省令第23号)の規定に適合した呼称40又は50の差込式結合金具を取り付けたものであること。

(3) 消火栓開閉弁

ア 消火栓開閉弁は、認定品又は消火栓開閉弁の基準に適合すると認められるものを使用すること。

イ ハンドルは、当該弁を容易に開閉できるように設けること。

(4) 屋内消火栓箱

ア 屋内消火栓箱は、容易に視認できる共用部分で、かつ、最終避難が可能な避難口、階段附近等に設けること。

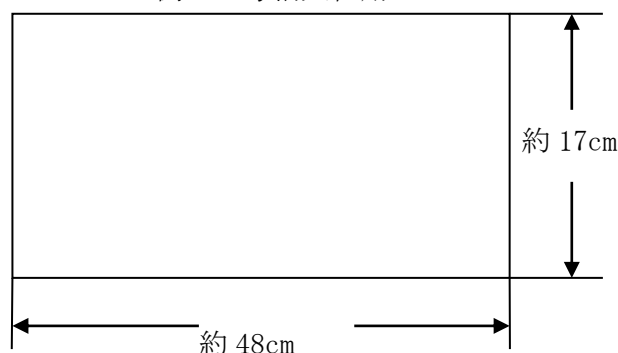
イ 屋内消火栓箱本体の材質は、厚さ1.6mm以上の鋼製又は同等の性能を有するものとする。

ウ 屋内消火栓箱の扉表面には、「消火栓」と表示し文字の寸法は、一字の一辺が5cm以上とすること。

エ 屋内消火栓箱の上部で2.0m以下の範囲に赤色の位置表示灯を規則第12条第1項第3号ロにより設けること。

オ 屋内消火栓箱又はその直近には、3cm以上の大きさの文字で次のような使用方法を表示すること。ただし、起動方法の異なる方式のものにあつては、当該設備の起動方式を表示すること。

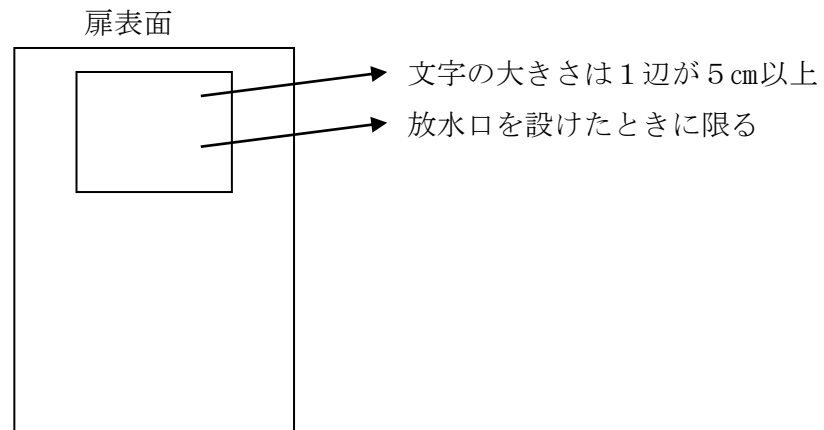
<例 1号消火栓用>



\* 点線の部分は赤色を表す

カ 連結送水管の放水口を屋内消火栓箱に併置するものにあつては、「消火栓」の表示の下部に「放水口」の表示をすること。

< 1号消火栓用 >



(5) 耐震措置

配管と貯水槽、ポンプの接続部は、可撓製のある継手（認定品）を用いて接続し、水槽、ポンプ、自家発電設備、蓄電池設備等はアンカーボルト等固定用金具で壁、床等に堅固に固定すること。

(6) 配管充水用の補助ポンプによる場合は、次によること。

ア 補助ポンプの水源は、呼水槽と兼用しないものとする。

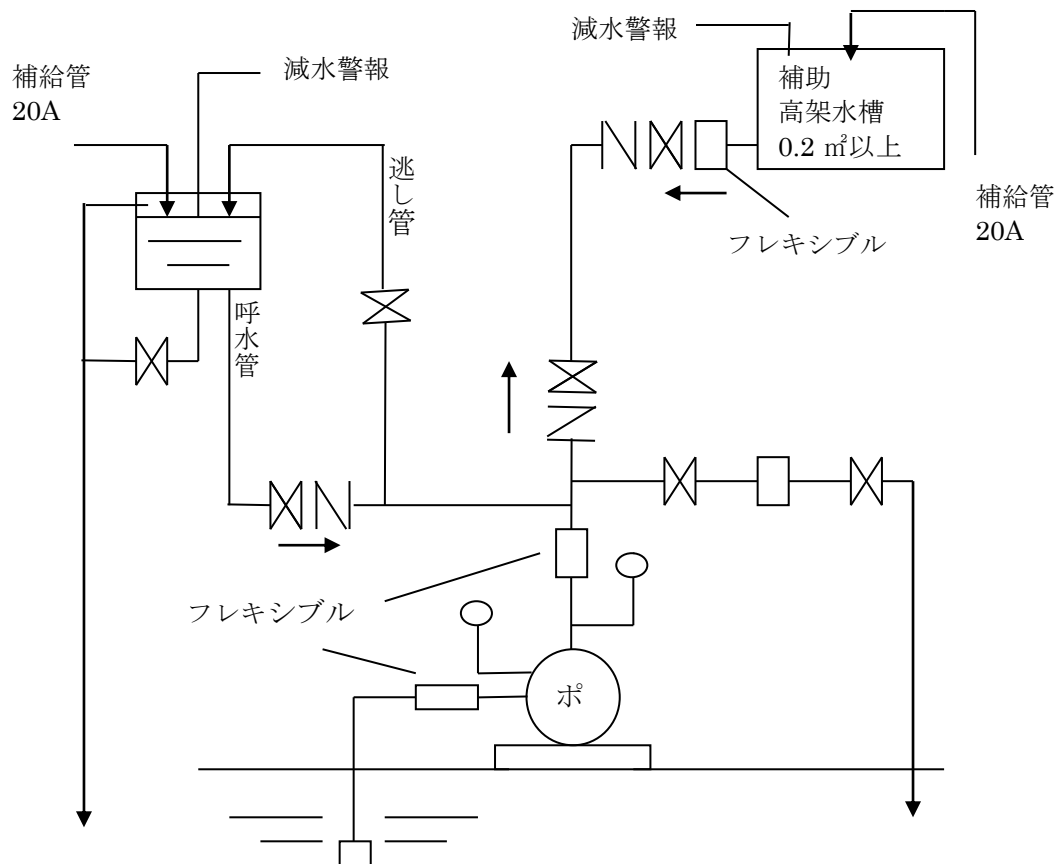
イ 補助ポンプ配管と主管の接続は、屋内消火栓設備用ポンプ直近の止水弁の二次側配管とし、当該接続配管に止水弁及び逆止弁を設けること。

ウ 補助ポンプが作動中に屋内消火栓設備を使用した場合において、屋内消火栓の放水に支障がないこと。

エ 補助ポンプの起動・停止圧力の設定は、配管内の圧力が屋内消火栓設備用ポンプの起動圧力より 0.05Mpa 以上高い値までに減少した時に確実に自動起動し、停止圧力に達した時に確実に自動的に停止するものであること。

(7) 易操作性 1号消火栓及び2号消火栓は認定品とすること。

<屋内消火栓設備構成例図>



## 第2 スプリンクラー設備

### 1 水源

第1 屋内消火栓設備に準ずること。

### 2 加圧送水装置

第1 屋内消火栓設備2（(3)を除く。）に準ずるほか次によること。

(1) 加圧送水装置は、スプリンクラー設備専用とすること。

(2) ポンプの定格吐出量は、次によること。

ア 標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。以下同じ。）側壁型ヘッド、小区画型ヘッド及び開放型スプリンクラーヘッドを設けるものは、次表によること。

ヘッド種別	防火対象物の区分		定格吐出量 (L/min 以上)	
標準型 ヘッド	令第12条第1 項第1号から 第3号まで、第 7号から第9号 までに掲げる もの	百貨店及び延べ面 積が1,000㎡以上の 小売店舗	高感度	12個×90=1,080
			高感度以外	15個×90=1,350
		その他 の もの	高感度	8個×90=720
		高感度以外	10個×90=900	
		令第12条第1項第5号及び第5号の2 に掲げるもの	高感度	12個×90=1,080
		高感度以外	15個×90=1,350	
	令第12条第1項第6号に掲げるもの	高感度以外	20個×90=1,800	
側壁型 ヘッド	地階を除く階数が10以下のもの			8個×90=720
	地階を除く階数が11以上のもの			12個×90=1,080
小区画型ヘ ッド	共同住宅用スプリンクラー設備を設 けるもの			4個×60=240
	地階を除く階数が10以下のもの			8個×60=480
	地階を除く階数が11以上のもの			12個×60=720
開放型 スプリンク ラーヘッド	舞台部が10階以下にあるもの		最大放水区域に設置される個数×90	
	舞台部が11階以上にあるもの		ヘッドの設置個数が最大の階の個数×90	

備考1：ヘッドの設置個数が、表中に個数に満たない場合は当該設置個数とする。

2:乾式・予作動式の流水検知装置が設けられているもの(小区画型ヘッドを除く。)にあっては、ヘッドの個数に1.5倍を乗じて得た個数とし、小数点以下の数値を含むものにあつては、小数点以下を切り上げ整数とすると。

イ 放水型ヘッドを設けるものは、ヘッドの性能に応じ、放水区域に有効に放水できる量とすること。また、一のスプリンクラー設備に放水型ヘッド等と放水型ヘッド等以外のスプリンクラーヘッドが設けられ、同時に放水する可能性がある場合にあつては、それぞれのスプリンクラーヘッドについて規定される量を合算した量以上の量とすること。

(3) その他

一のスプリンクラー設備の異なる種別のスプリンクラーヘッドが使用される場合のポンプの定格吐出量は、定格吐出量が最大となるスプリンクラーヘッドの規定により算出した量以上の量とすること。

3 呼水装置

第1屋内消火栓設備3に準ずること。

4 配管

第1屋内消火栓設備4に準ずること。

(1) 立ち上がり配管口径は、次表に定める口径以上とすること。

ア 標準型ヘッド、開放型ヘッド及び側壁型ヘッド

同時開放個数	8個以下	15個以下	29個以下	30個以上	高層建築物*
立ち上がり配管口径	65A	100A	125A	150A	150A

\* 「高層建築物」とは、11階以上又は軒高31mを超える防火対象物を示す。

イ 小区画型ヘッド

同時開放個数	4個	8個以上
立ち上がり配管口径	50A	65A

(2) 配管口径は、設けられるヘッド数の合計数に応じ次表に定める口径以上とすること。

ただし、配管口径が立ち上がり配管口径を超える部分にあつては、当該部分の配管口径を立ち上がり配管口径以下とすることができる。

ア 標準型ヘッド、開放型ヘッド及び側壁型ヘッド

ヘッド数	2個以下	3個以下	5個以下	10個以下	20個以下
配管口径	25A	32A	40A	50A	65A

30個以下	100個	100個を超えるもの
80A	90A	100A

イ 小区画型ヘッド

ヘッド数	1個	3個	5個以下	8個以下	9個以上
配管口径	20A	25A	32A	40A	50A

- (3) 送水口のホース接続口の結合金具は、双口形で呼称 65 の差込式の受け口とするこ
- (4) 送水口の受け口には、容易に破壊できる保護板又は呼称 65 の差込式の差し口蓋（覆冠）等を設けること
- (5) 送水口の設置場所は、防火対象物の主たる出入口付近で道路から容易に識別することができ、消防ポンプ自動車から有効に送水可能な場所とすること。
- (6) 送水口直近の配管には、逆止弁及び仕切り弁を設けること。
- (7) 送水口は、必要とされる加圧送水装置の定格吐出量を 1,600 L/min で除した個数以上を設けること、なお、小数点以下の数値を含むものにあつては、小数点以下を切り上げて整数とすること。
- (8) 立上がり管が 2 系統以上となる場合は、2 以上の送水口を設け、それぞれの立上がり管の低層部で立上がり管の配管口径と同等以上の横引き管で接続すること。
- (9) 加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい個所にスプリンクラー設備用である旨の表示をすること。

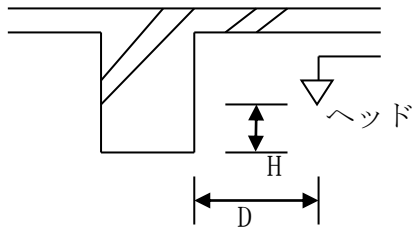


5 閉鎖型スプリンクラーヘッド(規則第 13 条の 5 第 1 項に規定されるラック式倉庫等に設けるものは除く)

(1) 標準型ヘッド

ア 標準型ヘッドを天井から 30 cm 以上離して設けなければならない場合は、火災の際すみやかに当該ヘッドを作動させることができる集熱板(金属製とする)を設けること。

イ デフレクター周囲の放射空間に、梁等がある場合は次表により設けること。

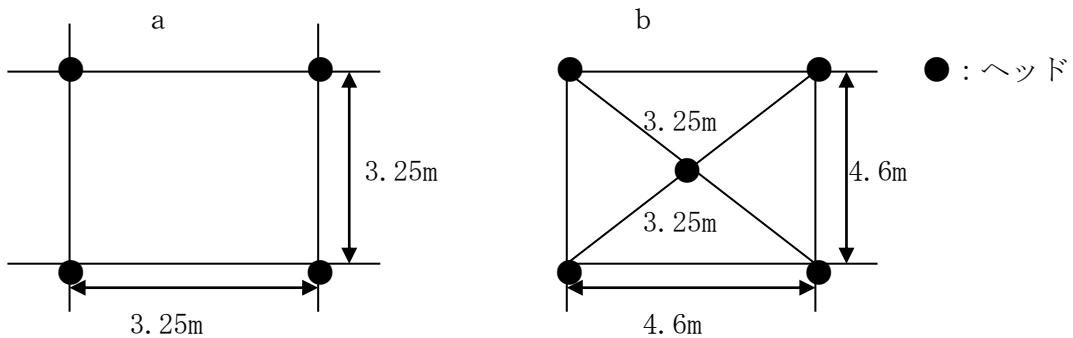


D (cm)	H (cm)
75 未満	0
75 以上	10 未満
100 以上	15 未満
150 以上	30 未満

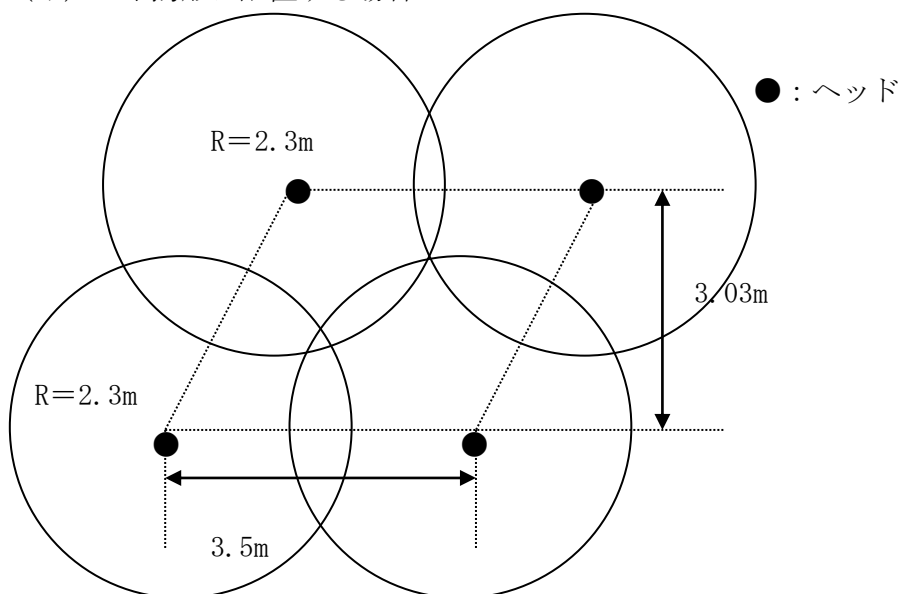
ウ 標準型ヘッドの設置間隔

各部分からの水平距離 2.3m で配置する場合を示す。

(ア) 正方形に配置する場合



(イ) 千鳥形に配置する場合



エ 種別の異なる閉鎖型ヘッドを用いる場合

種別の異なる閉鎖型ヘッド（有効散水半径、放水量、感度種別等）は、同一階の同一区画（防火区画されている部分、たれ壁で区切られた部分等であって、当該部分における火災発生時において当該部分に設置されている種別の異なる閉鎖型ヘッドが同時に作動すると想定されている部分をいう。）内に設けないこと。

オ 閉鎖型ヘッドは、作動遅れ又は誤作動の要因となる空調吹出口附近等の位置を避けて設置すること。

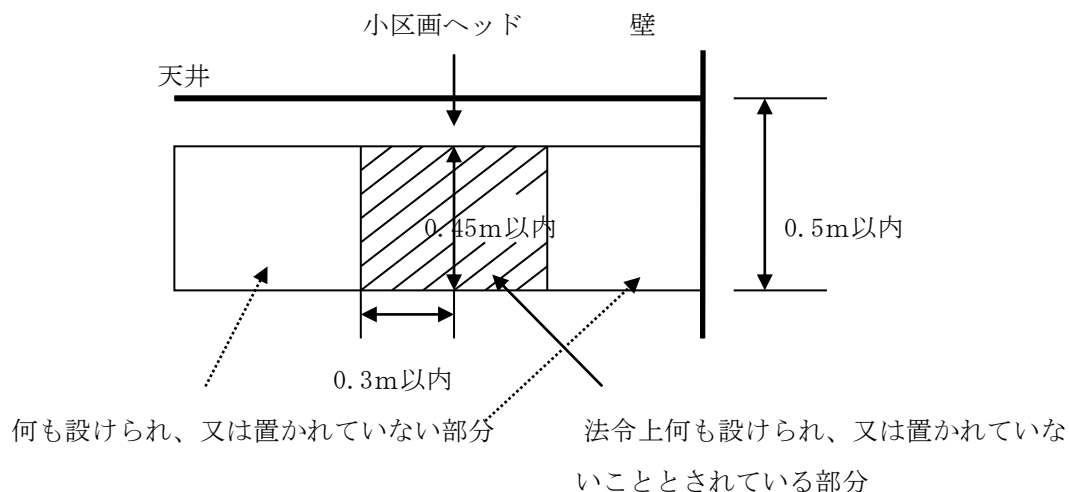
(2) 小区画型ヘッド

ア 令別表第1 (5)、(6) 項に掲げる防火対象物のうち、宿泊室等（宿泊室、病室、談話室、娯楽室、居間、寝室、教養室、休憩室、面会室、休養室等。以下同じ。）に該当する部分に設けること。

イ 天井の各部分から一のヘッドまでの水平距離が 2.6m以下で、かつ、一のヘッドにより防護される部分の面積が 13 m<sup>2</sup>以下となるように設けること。

また、一の宿泊室等に二以上のヘッドを設ける場合には、ヘッド相互の設置間隔が 3m以下とならないように設置すること。

ウ デフレクターから下方 0.45m以内で、かつ、水平方向の壁面までの範囲には、何も設けられ又は置かれていないこと。



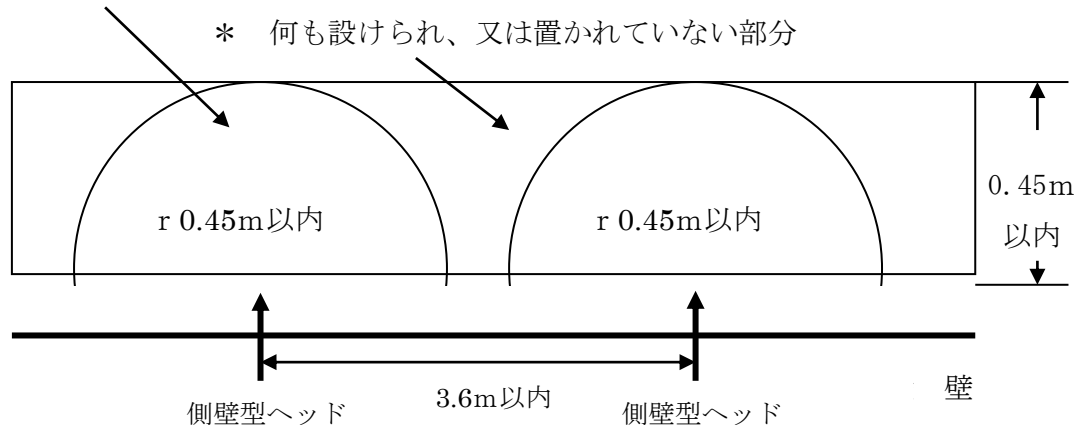
(3) 側壁型ヘッド

ア 令別表第1 (5)、(6) 項に掲げる防火対象物のうち、宿泊室等及び廊下、通路その他これらに類する部分（廊下、通路、フロント、ロビー等）に該当する部分に設けること。

イ 床面の各部分から一のヘッドにより防護する部分は、水平方向の両側にそれぞれ1.8m以内、かつ、前方3.6mとすること。

ウ デフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向0.45m以内には、何も設けられ又は置かれていないこととされているが、そのうち水平方向については次の例によること。

\* 法令上何も設けられ、又は置かれてはいないこととされている部分



(4) 種別の異なる閉鎖型スプリンクラーヘッドは、同一階の同一区画（防火区画された部分又はたれ壁で区切られた部分等であって、当該部分における火災発生時において当該部分に設置されている閉鎖型スプリンクラーヘッドが同時に作動すると想定される部分をいう。）内に設けること。

ただし、放水量と感度の種別が同じ閉鎖型スプリンクラーヘッドにあっては、この限りでない。

## 6 舞台部の開放型スプリンクラーヘッド

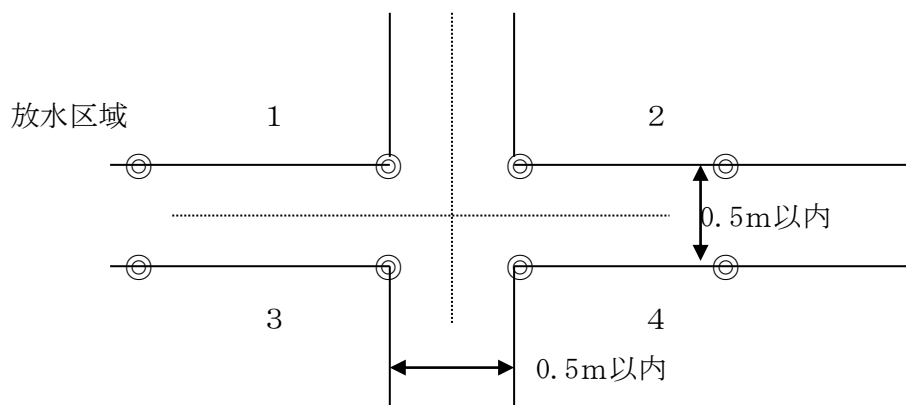
### (1) 放水区域

放水区域は、規則第14条第1項第2号によるほか、次によること。

ア 一の放水区域に設けるヘッド数は、30個以上とすること。ただし、当該舞台部に設けるヘッド数は30個未満のときは、当該設置個数を一放水区域とすることができる。

イ 放水区域が二以上となる場合は、隣接する放水区域の相対するヘッドの間隔は0.5m以下とし相互に重複するように設けること。

＜放水区域の重複例 ◎：開放型ヘッド＞



### (2) 手動式開放弁

ア 容易に操作でき、かつ、放水区域の見通しがきく個所に設けること。

イ 放水区域ごとに相離れた位置に二以上設け、いずれの弁を操作しても放水できること。

ウ 手動式開放弁の設置場所付近には、非常照明装置を設けること。

### (3) ヘッド

ア ヘッドを配管の上部に上向きに取り付けるときは、じんあい等が集積しないよう保護装置を設けること。

イ 床面から天井面までの高さが5m未満の場合は、標準型ヘッドとすることができるものとする。

ウ イにより標準型ヘッドを設ける場合の加圧送水装置の能力は、同時開放個数30個に準じて設定すること。

(4) 舞台部と客席部の間にドレンチャー設備が設けられる場合は、必要水量を加算すること。

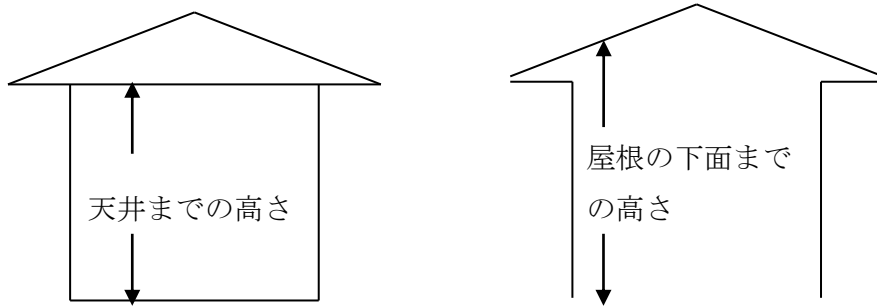
## 7 放水型ヘッド等

(1) 放水型ヘッド等は、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成8年消防庁告示第6号）により設けること。

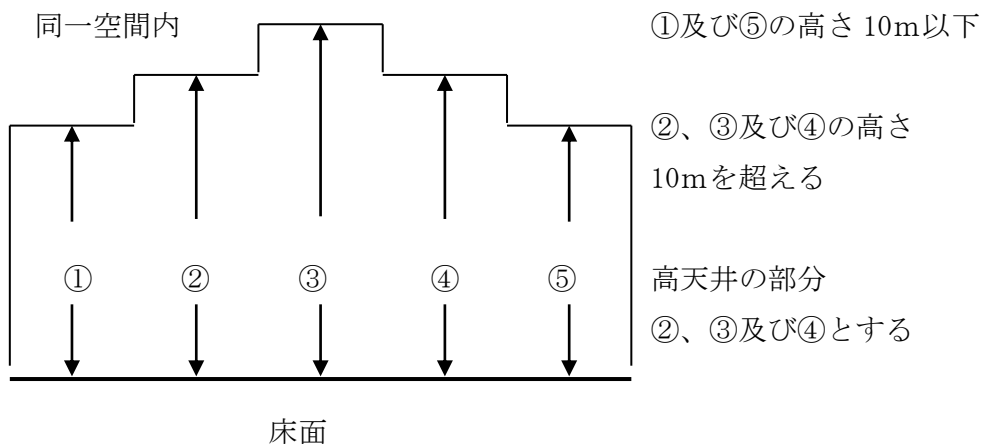
(2) 放水型ヘッド等が必要とされる高天井の部分に該当するかは、次によること。

ア 床面から天井までの高さは、次によること。

- (ア) 天井のない場合については、床面から屋根の下面までの高さ



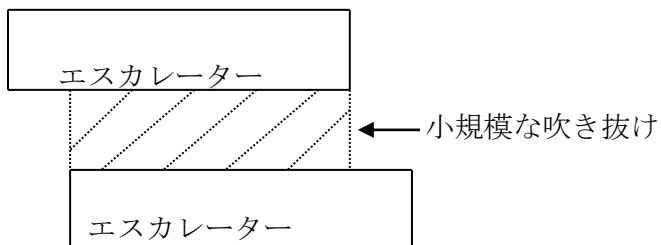
- (イ) 防火対象物の部分が高天井の部分に該当するか否かについては、当該防火対象物内の同一の空間として高さの異なる部分がある場合は、天井までの平均高さではなく、個々の部分ごとの床面までの高さにより高天井部分とすること。



- (ウ) 天井が開閉する部分については、当該天井が開鎖された状態における床面からの高さ

イ 次のいずれかに該当する部分については、高天井の部分に該当しないものとする。

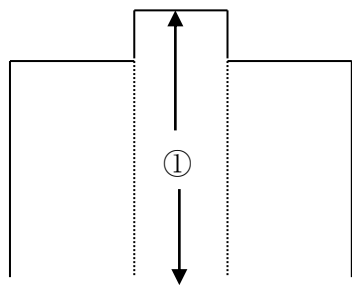
- (ア) 階段又はエスカレーターの附近に設けられる小規模な吹き抜け状の部分（概ね 50 m<sup>2</sup>未満）



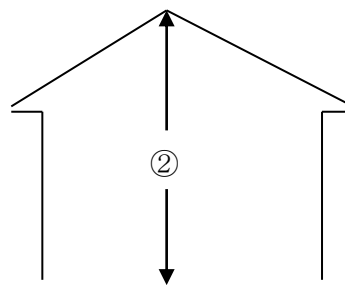
(イ) 天井又は小屋裏が傾斜を有するものである等の理由により、床面から天井までの高さが、局所的に高天井の部分になる場合

①及び②が10mを超える部分

明かり窓、排煙口等の部分



屋根の頂部



(3) 評価について

放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備は、日本消防検定協会で行われる評価を受けたものとし、付帯条件を満足するよう設置すること。

## 8 流水検知装置及び自動警報装置

- (1) 流水検知装置の一次側直近には、制御弁を設けること。
- (2) 流水検知装置は、階段等の付近で点検に際し、人が容易に出入できる場所に設けること。
- (3) 流水検知装置は、火災等の被害を受けるおそれが少ない不燃材料で区画した専用室又は配管室等に設けること。なお、点検用の開口部は、廊下等の共用部分に面した場所に設けることとし、当該開口部に設ける扉は、施錠できない構造のものとする。
- (4) 特別避難階段又は非常用エレベーターが設けられる防火対象物に設置する流水検知装置は、特別避難階段の附室内又は非常用エレベーターの乗降ロビー内に設けること。
- (5) 流水検知装置の自動警報装置は、自動火災報知設備が設けられている場合、流水検知装置の近くに一箇所設ければ足りるものとする。ただし、自動火災報知設備が設けられていない場合は、規則第24条第5号二に準じて水平距離が25m以下となるよう自動警報装置を設けること。
- (6) 規則第14条第1項第4号二に定める表示装置は、非常電源容量を30分以上保有すること。
- (7) 流水検知装置の操作ハンドルは、人が容易に触れないような措置を施すこと。
- (8) 表示装置の表示窓は、流水検知装置ごとに設けること。
- (9) 一の流水検知装置が受け持つことができる警戒区域は、3,000 m<sup>2</sup>以下とし、原則として二以上の階にわたらないこと。
- (10) 流水検知装置が設けられている場所には、非常照明装置を設けること。
- (11) 一の流水検知装置が受け持つ警戒区域に放水量の異なる種別のスプリンクラーヘッド又は補助散水栓が設けられている場合の流水検知装置の検知流量定数は次の表によること。

同一階の配管の組合せ	検知流量定数の区分		
	50	60	50・60 併用
標準型ヘッド及び補助散水栓		○	○
側壁型ヘッド及び補助散水栓		○	○
標準型ヘッド及び小区画型ヘッド	○		○
側壁型ヘッド及び小区画型ヘッド	○		○
小区画型ヘッド及び補助散水栓			○

## 9 試験装置

- (1) 末端試験弁は、容易に点検できる場所に設けること。
- (2) 末端試験弁は、みだりに開放することができない措置を施すと同時に、排水措置を講ずること。
- (3) 排水に専用の配管を用いる場合は、末端試験弁の配管の口径の2倍以上を有し、かつ、排水ます等へ有効に排水できること。
- (4) 開放型ヘッド等を設け一斉開放弁又は選択弁を設ける場合は、ヘッドから散水することなく一斉開放弁等の試験ができる弁及び排水管を設けること。
- (5) 屋上等の最遠部には、仮設等を設けることにより、同時放射試験ができる措置を講ずること。

## 10 起動装置

加圧送水装置の自動起動装置は、スプリンクラーヘッド（放水型等を除く。以下 11 において同じ。）の開放、補助散水栓の開放弁の開放又は火災感知装置（開放型ヘッドを用いる場合の手動開放弁を含む。）の作動により、起動用水圧開閉装置（圧力タンク）及び流水検知装置（自動警報弁）のいずれかからの信号においても起動（最も条件の悪いスプリンクラーヘッドにおける放水圧力が 0.1MP a 以下若しくは、最も条件の悪い補助散水栓のノズル放水圧力が 0.25MP a 以下となる前に起動すること。）するものでありその停止は直接操作によること。

ただし、起動用水圧開閉装置の起動の場合の停止は、実態により直接操作によらないことができる。

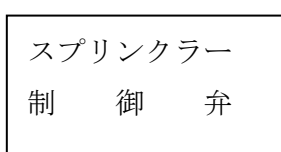
### 11 起動用水圧開閉装置

第1屋内消火栓設備 5 (2) (イを除く。) に準ずること

### 12 表示

- (1) 流水検知装置の直近には、次の表示を設けること。

ア



大きさ 10cm×30cm 以上  
 文字 3 cm (一辺の大きさ)  
 色 生地：赤色 文字：白色

イ

注 意 事 項

1 平常の場合

- (1) 1の弁は開いている。
- (2) 2の弁は閉じている。
- (3) 圧力の針が MP a を指している。

2 消火後の措置

- (1) 消火を確認し、速やかに1の弁を閉じる。
- (2) 1の弁を閉じてても、配管内の水はしばらく出る。
- (3) ヘッドを取り替え、1の弁を開いておく。

試 験 方 法

- (1) 1及び2の弁を開く。
- (2) 圧力計の指針の動きを読み、ポンプ起動を確認する。

文字 2 cm (一辺の  
大きさ)  
色 生地：白色  
文字：黒色

ウ 配管室、専用室等内に流水検知装置を設ける場合は、当該扉又は点検口前面等にもアの表示を設けること。

(2) 末端試験弁

ア 末端試験弁の直近には、次の表示を設けること。

スプリンクラー試験弁  
(又は、テスト弁)

大きさ 10 cm×30cm 以上  
文字 3 cm (一辺の大きさ)  
色 生地：赤色  
文字：白色

イ 配管室、専用室等内に末端試験弁を設ける場合は、当該扉又は点検口前面等に前記アの表示を設けること。

(3) 加圧送水装置を設置した場所には、次の表示を設けること。

消火設備の概要

- 1 設置場所
- 2 防護面積
- 3 ヘッドの種別 (階別)
- 4 加圧送水装置の性能
- 5 非常電源の種別
- 6 設置年月
- 7 施工者名

文字 2 cm (一辺の大きさ)  
色 生地：白色  
文字：黒色



- (4) 開放型スプリンクラーヘッドの手動弁
  - ア 手動開放弁が受け持つ放水区域図を表示すること。
  - イ 各手動式開放弁については、それぞれ受け持つ放水区域が分かるよう表示板を設けるか、手動開放弁の色分け等を施すこと。
- (5) 送水口には、「送水口（スプリンクラー専用）」及び適正送水圧力値の表示をすること。なお、高層用、低層用等の送水口については、「高層用〇階～〇階」等を併せて表示すること。

### 1.3 乾式又は予作動式スプリンクラー設備

- (1) 設置場所
  - ア 乾式スプリンクラー設備は、凍結による障害が生ずるおそれのある場所等に設置できるものであること。
  - イ 予作動式スプリンクラー設備は、前ア及び電子計算室等放水した場合、特に著しい水損が生ずるおそれがある場所に設置するものであること。
- (2) 加圧装置
  - ア 加圧装置には、専用コンプレッサーを用いる方式とすること。
  - イ 加圧装置の能力は、乾式又は予作動式流水検知装置の二次配管の圧力設定値まで加圧するのに要する時間は30分以内であること。
  - ウ 加圧装置の配管は、規則第14条第1項第10号に準じて設けること。
  - エ 加圧装置は、常用電源回路を専用とし、かつ、他の動力回路の故障により影響を受けるおそれがないこと。
  - オ 加圧送水装置は、容易に点検できる場所に設置すること。
- (3) 減圧警報装置
  - ア 加圧装置が運転不能となった場合又は加圧装置の圧力が当該規定圧力以下に低下した場合警報を発すること。
  - イ 減圧警報装置は、自動火災報知設備受信盤等に警報及び表示ができるものであること。
- (4) 感知部
  - ア 予作動式スプリンクラー設備に用いる感知部の種類は、自動火災報知設備の感知器のうちスプリンクラーヘッドの表示温度より低い温度で感知する定温式又は作動式の感知器とすること。
  - イ 感知器の設置は、規則第23条及び第24条に準ずること。
  - ウ 感知器が断線した場合に警報を発するものとし、警報装置は自動火災報知設備受信盤等に警報及び表示ができるものであること。
- (5) 配管
  - ア 乾式及び予作動式の流水検知装置の二次側配管には、当該装置の作動試験に要する弁及び排水管を設けること。

イ 流水検知装置の二次側配管容積は次の表によること。

流水検知装置の配管口径 (ミリメートル)	二次側の配管容積 (リットル以下)
50	70
65	200
80	400
100	750
125	1,200
150	2,800
200	2,800

ウ 管及び管継手の材質及び防食措置は、規則14条第1項第10号イによること。

エ 配管10mにつき4cm以上の勾配をつけること。

オ 配管には有効に排水できる排水弁を設けること。

#### 1.4 配線等

予作動式の制御盤等から電磁弁までの配線は耐熱措置を講ずるとともに、予作動式の制御盤及び電磁弁には非常電源を附置するものとし、全ての電源が遮断された場合でも予作動弁が開放を維持すること。

#### 1.5 補助散水栓

##### (1) 構造等

2号消火栓設備に準ずること。

##### (2) 起動装置

10 起動装置の規定によること。

##### (3) 配管

ア 4配管の規定によるほか、補助散水栓への立上がり管は32mm以上のものとする。

イ 補助散水栓の配管は、各階の流水検知装置の二次配管から分岐設置すること。ただし、スプリンクラーヘッドを設けない階に補助散水栓を設置する場合で、次による場合は、5階層以下を一の流水検知装置から分岐することができる。

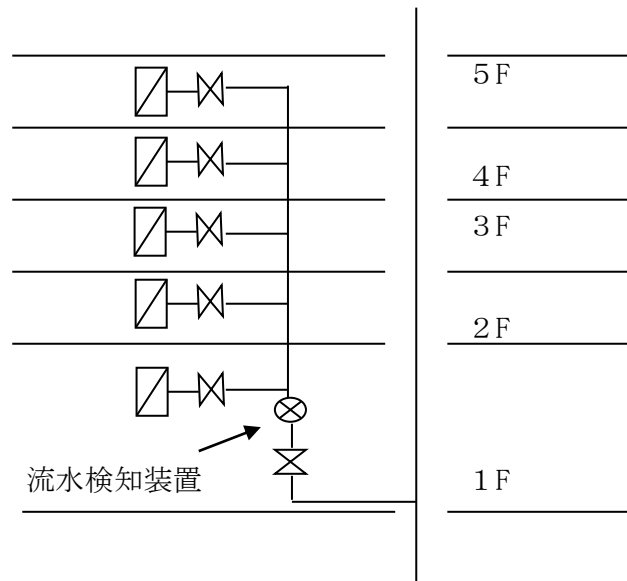
(図参照)

(ア) 地上と地下部分を別系統とすること。

(イ) 補助散水栓で警戒する部分は、自動火災報知設備により有効に警戒されていること。

(ウ) 補助散水栓の一次側には階ごとに仕切り弁を設置すること。

(エ) 当該補助散水栓のノズルの先端における放水圧力が0.7Mpaを超えないための措置が講じられていること。



ウ 乾式又は予作動式の流水検知装置を用いるスプリンクラー設備に補助散水栓を設ける場合は、流水検知装置の二次側から配管を分岐しないこと。

(4) 表示

表示は、第1屋内消火栓設備6 (4) ウ、エ及びカに準ずること。

### 第3 水噴霧消火設備

#### 1 水源

第1屋内消火栓設備1に準ずること。

#### 2 加圧送水装置

第1屋内消火栓設備2（(3)を除く。）に準ずるほか、加圧送水装置は水噴霧消火設備専用とすること。

#### 3 呼水装置

第1屋内消火栓設備3に準ずること。

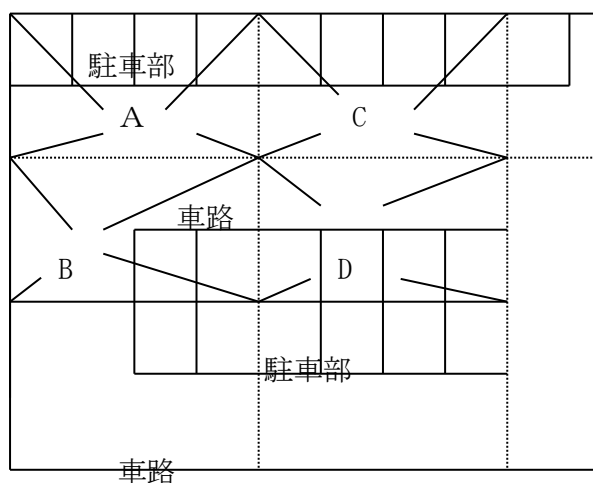
#### 4 配管

第1屋内消火栓設備4及び第2スプリンクラー設備4（3）から（7）に準ずるほか、加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい個所に水噴霧消火設備である旨表示すること。

#### 5 同時放射区画

規則第17条第2項3号に定める2つの区画のうち最大となるものを同時放射した場合、必要となる水源、加圧送水装置等を確保すること。

＜隣接する二つの道路区画面積＞



（A区画とC区画又はA区画とB区画を隣接する区画としA区画とD区画はとらえないものとする）

#### 6 試験装置

第2スプリンクラー設備9（4）に準ずること。

#### 7 流水検知装置及び自動警報装置

第2スプリンクラー設備8に準ずるほか、流水検知装置の一次側の制御弁は、当該放射区画を経由することなく接近できる共用部分若しくは、階段直近等に設け、容易に操作できる位置に設けること。

#### 8 起動装置

第2スプリンクラー設備10及び第4泡消火設備9に準ずること。

#### 9 排水設備

放射された水を有効に排水できる措置を講ずること。なお、この場合付近の住居、施設等に水損等を受けることのないようにすること。

#### 1 0 表示等

第2スプリンクラー設備 12 (1)、(3) 及び (4) に準ずるほか、送水口には「送水口」(水噴霧消火設備専用)」及び適正送水圧力値の表示を併せて行うこと。

#### 1 1 駐車場等

- (1) 駐車場等に特殊消火設備の設置が必要となる場合は、原則として水噴霧消火設備又は泡消火設備を設けること。立体駐車場で、水噴霧消火設備又は泡消火設備の設置が困難なものにあっては、この限りでない。
- (2) 令第13条第1項の「駐車のために供される部分は」の床面積の算定は、駐車する部分及び車路の床面積の合計とすること。
- (3) 共同住宅の一部に駐車場を設け、特殊消火設備が必要となる場合は、水噴霧消火設備、泡消火設備又は移動式粉末消火設備（第4泡消火設備 10 (3) に定める周囲等に開放性がある場合に限る。）とすること。

## 第4 泡消火設備

### 1 水源

第1屋内消火栓設備1に準ずること。なお、この場合飲料用水源（高架水槽を含む。）と接続しないこと。

### 2 加圧送水装置

第1屋内消火栓設備2（(3)を除く。）に準じ加圧送水装置等は、泡消火設備専用とすること。

### 3 呼水装置

第1屋内消火栓設備3に準ずること。

### 4 配管

第1屋内消火栓設備4（(14)を除く。）並びに第2スプリンクラー設備4（3）から（7）に準ずる他、次によること。

- (1) 一斉開放弁の二次側には、泡ヘッドから散水することなく一斉開放弁の試験ができる装置を第2スプリンクラー設備9（4）に準じて設けること。
- (2) 一斉開放弁の取り付け位置は、その受け持つ放射区画内又はその直近に設けること。
- (3) 加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所に泡消火設備用である旨を表示すること。

### 5 同時放射区画

規則第18条第4項第5号に定める一の放射区画は、第3水噴霧消火設備5に準ずること。

### 6 泡ヘッドは認定品を使用すること。

### 7 火災感知装置

自動式の火災感知装置は、次によること。

#### (1) 標準型ヘッドを用いる場合

ア 標準型ヘッドの標準温度は、79℃未満のものとする。

イ 標準型ヘッドは、規則13条の2第4項第1号イからハまでに準じて設けること。

ウ 標準型ヘッドの取り付け高さは、床面から5m以下とすること。

エ 標準型ヘッドは一の放射区域内の床面積15㎡（耐火建築物にあつては、20㎡）以下ごとに1個以上偏在しないように設けること。

オ 配管の末端には、当該放射区画内の見通しができ、区画内の火災の影響を受けるとなく容易に操作できる場所に、手動弁（ボールコック等）を設けること。

#### (2) 自動火災報知設備の感知器を用いる場合

ア 感知器は、規則第23条第4項に定める基準に準じて設けること。

イ 感知器の種別は、熱式の定温式特種、1種又は2種若しくは差動式分布型の2種又は3種のものとする。

ウ 感知器の作動と連動して電磁弁が開放した場合は、何らかの復旧操作をしない限り、閉鎖しないものであること。

エ 感知器回路の末端には、当該放射区画の見通しができ、区画内の火災の影響を受けることなく容易に操作できる場所に、手動起動装置を設けること。

#### 8 流水検知装置及び自動警報装置

第2スプリンクラー設備8（(4)を除く。）に準ずるほか、流水検知装置の一次側直近の制御弁は、当該放射区画を経由することなく接近できる共用部分若しくは、階段直近等に設け、容易に操作できる位置に設けること。

#### 9 起動装置

固定式の泡消火設備にあつては、第2スプリンクラー設備10に準ずること。

#### 10 移動式の泡消火設備

移動式の泡消火設備の設置できる防火対象物又はその部分は、平成3年5月7日付け消防予第84号より通知とおりの他に、次の各条件に適合する場所であること。

- (1) 当該部分は、無窓階又は地階に該当しないことで、10階以下又は31m以下の部分とすること。
- (2) 常時開放される開口部は隣接部分より1m以上確保されていること
- (3) 外気に接する常時開放の開口部の、天井面又は上部床スラブ下面から50cm以上下がった梁又は垂れ壁等を設けないこと。

#### 11 表示

- (1) 手動起動装置と放射区画との関連を明確にするため、次の識別をすること。
  - ア 一斉開放弁及び手動弁を赤色塗装とすること。
  - イ 一の放射区域の手動弁及び泡ヘッドの取り付け部分並びに一斉開放弁の放出側の配管をそれぞれ30cm以上同一彩色とすること。ただし、天井仕上げ等により配管が露出しない構造のものにあつては、露出している泡ヘッド部分（網の部分を除く。）等のみ同一彩色とすることができる。
  - ウ 隣接する放射区画は、容易に識別できるよう異なった彩色とすること。
- (2) 混合器及び送液ポンプ等には、送液方向を示す矢印を表示すること。
- (3) 加圧送水装置を設置した場所には、4-1図の表示を設けること
- (4) 泡消火設備の消火薬剤貯蔵槽を設置した場所には、4-2図の表示を設けること。
- (5) 泡消火栓には、4-3図の表示を設けること。
- (6) 手動起動装置、送水口の直近には、4-4図の表示を設けること。

<4-1 図>

消火設備の概要	
1	設置場所
2	防護面積
3	ヘッドの種別及び数量
4	放出方式
5	消火薬剤の種別、混入率及び数量
6	加圧送水装置の性能
7	非常電源の種別
8	設置年月
9	施工者名

<4-2 図>

消火薬剤	
1	種別
2	混入率
3	薬剤量
4	設置年月

<4-3 図>

使用方法	
1	ホースを延ばす。
2	火災場所を確かめ1の弁を開く
3	起動ボタンを押す
4	その他必要事項

<4-4 図>

手動起動装置 (泡 消 火)	大きさ 10 cm×30cm 以上 文 字 3 cm (一辺の大きさ)
送水口 (泡 消火)	色 生地：赤色 文字：白色

- (7) (3)から(6)までの表示のうち、特記のないものについては、次によること。  
ア 色は、生地を白色、文字を黒色とすること。  
イ 文字の大きさは、2 cm (一辺の大きさ。) 以上とすること。



## 第5 不活性ガス消火設備

### 1 設置方法等

- (1) 不活性ガス消火設備を設置する場合は、原則として全域放出方式とすること。ただし、道路の用に供する部分又は駐車のに供する部分に設置する場合で、屋上の部分に限り移動式（消火剤は二酸化炭素に限る。）とすることができるものとする。
- (2) 全域放出方式の防護区画の開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらの類する場所に面して設けないこと。
- (3) 全域放出方式の防護区画の高さは50m以下とすること。

### 2 貯蔵容器置場

- (1) 貯蔵容器置場は、防護区画内を経ることなく廊下等の共用部から出入りできる場所に設けること。
- (2) 貯蔵容器置場は、不燃材料（出入口にあつては、避難方向開きの常時閉鎖式防火戸とすること。）で区画された専用室とすること。
- (3) 貯蔵容器置場は、有効な換気がなされること。
- (4) 貯蔵容器置場の出入口には、「不活性ガス（消火剤名）消火設備貯蔵容器置場」及び「立入禁止」の表示をすること。
- (5) 貯蔵容器置場内には、非常用照明装置を設けること。
- (6) 貯蔵容器置場内は、点検及び貯蔵容器等の交換に必要な空間が確保されていること。
- (7) 貯蔵容器置場及び貯蔵容器には、次の表示を設けること。

#### ア 貯蔵容器置場

消火設備の概要	
1 設置場所	7 その他必要な事項
2 防護容積	8 設置年月
3 ヘッドの種類及び数量	9 施工者名
4 放出方法及び放射時間	
5 消火剤の種類・数量	
6 加圧ガスの種類・数量	

#### イ 貯蔵容器

不活性ガス消火設備消火薬剤	
1 消火剤の種類	
2 消火剤量	
3 製造年	
4 製造者名	

### 3 配管等

- (1) 鋼管を用いる配管及び管継手の防食処理は、その内外の両面に施したものであること。
- (2) 配管を地中に布設する場合にあつては、ピットを設けて敷設する等の有効な防食措置を施すこと。
- (3) 容器弁、安全装置及び破壊板は、認定品又は「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」（昭和51年消防庁告示第9項）に適合すると認められるものとする。

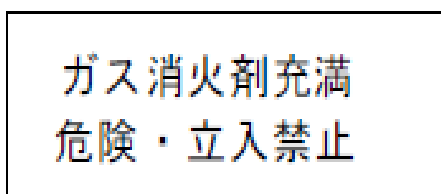
- (4) 放出弁は、認定品又は「不活性ガス消火設備等の放出弁の基準」(平成7年消防庁告示第1項)に適合すると認められるものとする。
- (5) 選択弁は、認定品又は「不活性ガス消火設備等の選択弁の基準」(平成7年消防庁告示第2項)に適合すると認められるものとする。
- (6) 噴射ヘッドは、認定品又は「不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準」(平成7年消防庁告示第7項)に適合すると認められるものとする。
- (7) 配管には、他の設備配管と明確に区別することができる措置をすること。
- (8) 建築物の免震部及びエキスパンションジョイントによる接続部等を貫通する配管は、可撓継手等を用い耐震上の保護をすること。

#### 4 制御盤

- (1) 全域放出方式の制御盤は、認定品又は「不活性ガス消火設備等の制御盤の基準」(平成13年消防庁告示第38項)に適合すると認められるものとする。
- (2) 制御盤付近には防護区画の配置図、取扱説明書、予備品が備えられていること。
- (3) 制御盤は、原則として点検に便利な貯蔵容器置場に設け、安全かつ容易に操作ができる空間を確保すること。
- (4) 制御盤は、地震等の振動に耐えるよう設置すること。

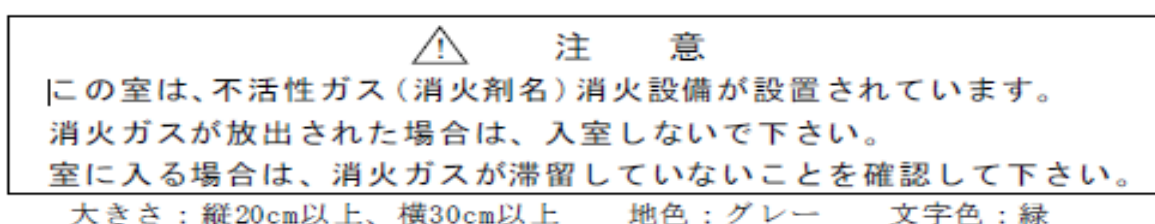
#### 5 保安措置

- (1) 全域放出方式の防護区画の外側には、消火剤放射時に消火剤が放射された旨を表示する次の例のような表示灯をすべての出入口付近の見易い位置に設けるとともに、表示回路の配線が当該防護区画内を経由する場合は、耐火配線とすること。また、表示灯のみでは効果が期待できないと認められる場合には、赤色の回転灯の附置等の措置をすること。



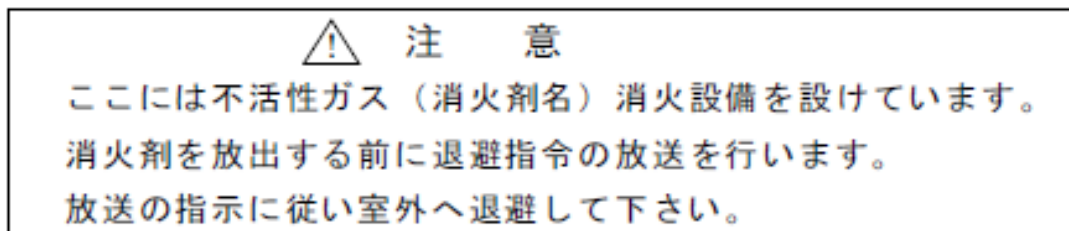
本 体 : 赤  
 大きさ : 縦8cm以上 横28cm以上  
 地 色 : 白又は暗紫色  
 文字色 : 赤 (消灯時は地色と同色)

- (2) 全域放出方式の防護区画の外側には、次の例のような表示を主要な出入口扉等の見易い位置に設けること。注 意この室は、不活性ガス(消火剤名)消火設備が設置されています。消火ガスが放出された場合は、入室しないで下さい。室に入る場合は、消火ガスが滞留していないことを確認して下さい。



(3) 全域放出方式の防護区画内には、見易い位置に次の例のような表示を設けること。

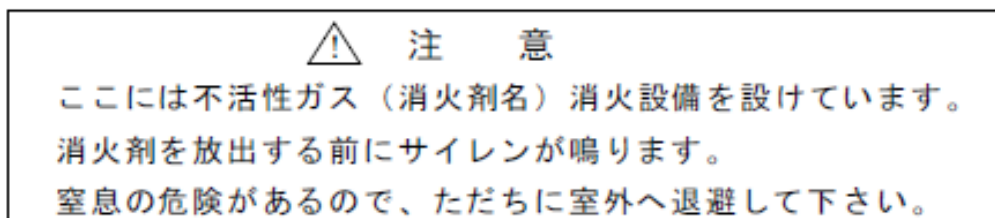
ア 音響警報装置が音声の場合



大きさ：縦27cm以上、横48cm以上 地色：黄

文字色：黒 文字：2.5cm平方以上

イ 音響警報装置がサイレン、ベル等の場合



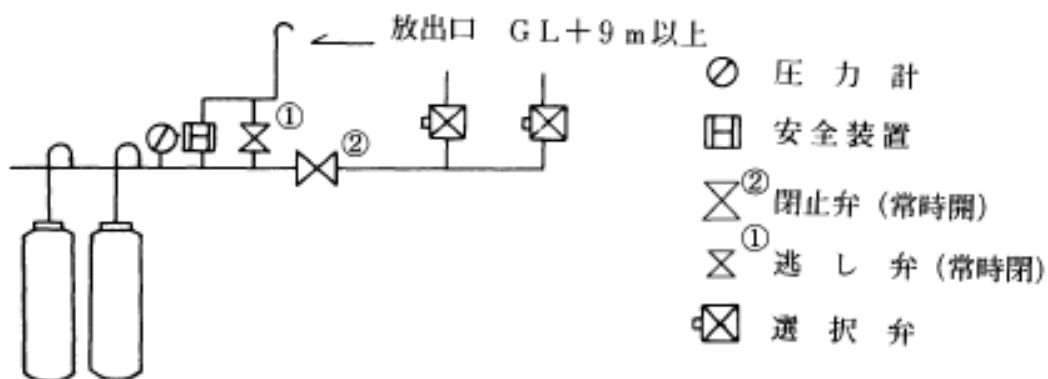
大きさ：縦27cm以上、横48cm以上

地色：黄 文字色：黒 文字：2.5cm平方以上

音響警報装置がベルの場合は、文中の「サイレン」を「ベル」と書き替えるものとする。

(4) 集合管には、次の例図に示すように閉止弁、逃し用放出管、安全装置、圧力計を取り付けること。

(例図)



- 圧力計
- ⊞ 安全装置
- ⊗<sup>②</sup> 閉止弁 (常時開)
- ⊗<sup>①</sup> 逃し弁 (常時閉)
- ⊞ 選択弁

(5) 閉止弁は、評定品のものとする。

(6) 逃し用放出管は、次によること。

ア 逃し用放出管は、消火薬剤を有効かつ安全に大気に放出できる口径とすること。

イ 逃し弁本体に「常時閉」の表示 (板) を設けること。

- (7) 全域放出方式の起動装置の放出用スイッチ又は引き栓等の作動から貯蔵容器の容器弁又は放出弁の開放までの時間（以下「遅延時間」という。）は、次によるものとし、遅延時間がダイヤル等で容易に変更できるものにあつては、ダイヤル等を固定するなどの措置を施すこと。
- ア 二酸化炭素を放射するものは、遅延時間を20秒以上とすること。
- イ 窒素、IG-55及びIG-541を放射するものは、直ちに放出（5秒以内）すること。ただし、防護区画の形成のため直ちに消火剤を放射できない場合は、防護区画の形成に要する時間（20秒以内）とすることができる。
- (8) 全域放出方式の手動式の起動装置には、遅延時間内であれば消火剤が放射されないようにできる「緊急停止ボタン」等を設けること。

## 第6 粉末消火設備

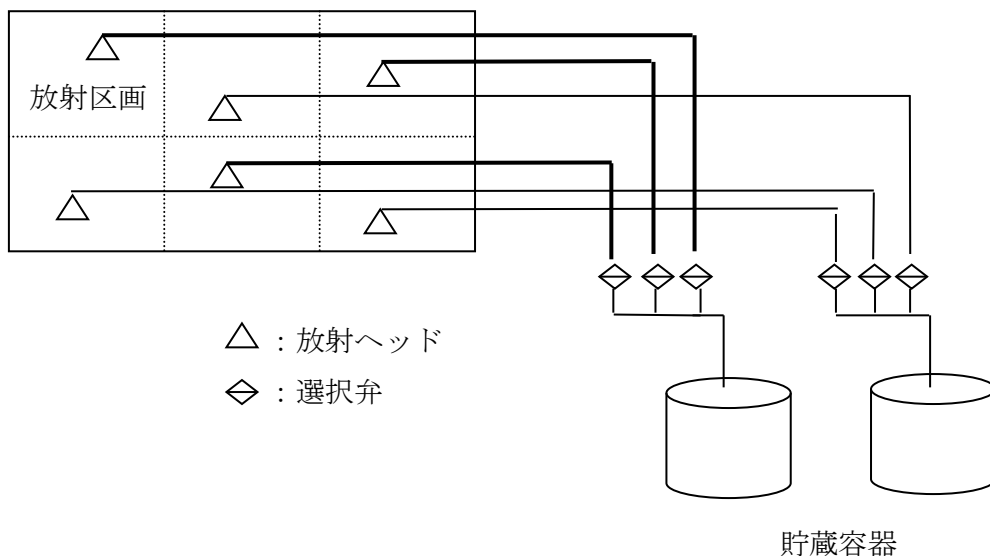
### 1 貯蔵容器置場

- (1) 貯蔵容器置場は、防護区画内を経ることなく廊下等の共用部分から出入できる場所で、かつ、当該出入口の扉は、避難方向開きであること。
- (2) 貯蔵容器置場は、不燃材料で区画された専用室で開口部は、常時閉鎖式の防火戸とすること。
- (3) 貯蔵容器置場は、有効な換気ができること。
- (4) 貯蔵容器置場には、「粉末消火剤貯蔵容器置場」である旨、及び「立入禁止」の表示をすること。

### 2 自動車車庫等

#### 粉末貯蔵容器の設置個数

2以上の放射区画が相接する場合は、粉末貯蔵容器を2個設置するものとし、相互に受け持つこととなる放射区画は下図によること。



### 3 全域放出方式

全域放出方式の場合は、防護区画すべての出入口の見易い位置に、粉末消火剤放出時に際し「粉末放出中」と表示する表示灯を下記のとおり設けること。

粉末放出中	大きさ	12 cm×36 cm以上
	文字	5 cm以上（一辺の大きさ）
	色	常時は生地、文字とも白色 点灯時は、生地が白色、文字が赤色 （点灯時に浮き出るものとする。）

又は

粉末消火剤充満  
危険 立入禁止

大きさ 10 cm×30 cm以上  
色 常時は生地、文字とも白色  
点灯時は、生地が白色、文字が赤色  
(点灯時に浮き出るものとする。)

防護区画内の主要な出入口等の見やすい位置に下記のとおり設けること。

ここには  
粉末消火設備を設けています。  
消火剤を放出する前に退避指令の放送  
を行います。  
放送の指示に従い室外へ退避して下さい。

大きさ 27 cm×48 cm以上  
文字 2.5 cm以上 (一辺の大きさ)  
色 生地：黄色  
文字：黒色

#### 4 移動式の粉末消火設備

駐車場に移動式の粉末消火設備を設置できる場合は、第4泡消火設備10に準じた場合とすること。

## 第7 屋外消火栓設備

### 1 水源

第1 屋内消火栓設備 1 に準ずること。

### 2 加圧送水装置

第1 屋内消火栓設備 2 ((3)を除く。)に準ずるほか、屋外消火栓設備専用の加圧送水装置とすること。ただし、他の消防用設備と兼用する場合は、送水圧力の異なる設備に合わせて設置することとする。

### 3 呼水装置

第1 屋内消火栓設備 3 に準ずること。

### 4 配管

第1 屋内消火栓設備 4 ((14)を除く)に準ずるほか、次によること。

- (1) 配管の口径は、65A 以上とすること。
- (2) 加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所に屋外消火栓設備用である旨表示すること。

### 5 起動装置

第1 屋内消火栓設備 5 (ただし、(2)イの最低起動圧力値は、0.25Mpa と読み替える。)に準ずること。

### 6 屋外消火栓箱

- (1) 設置場所は、原則として防火対象物の出入口又は、開口部付近で内部に有効に注水できる位置に設けること。
- (2) 屋外消火栓設備を設置した場合で防火対象物の中央部等防護できない部分を生ずる場合には屋内消火栓を設置するか、屋外消火栓箱を建物内に増設すること。
- (3) 筒先  
筒先は、次によること。
  - ア 筒先は、原則として噴霧切替式のものとすること。
  - イ 筒先は、日本消防検定協会の認定品を用い、口径は呼称 19 mm 以上であること。
- (4) ホース  
ア ホースは、消防用ホースの技術上の規格を定める省令の呼称 65 に係る規定に適合したものであること。  
イ ホースの合計全長は、そのホースを接続する屋外消火栓から水平距離 40m 以内にある防火対象物のいずれの部分にも注水することができる長さとする。こと。  
ウ ホースの両端には、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令の規定に適合した呼称 65 の差込式結合金具を取り付けたものであること。  
エ ホースは、二重巻き又はハンガー掛けの等の状態で消火栓箱に収納すること。
- (5) 消火栓開閉弁  
第1 屋内消火栓設備 6 (3) に準ずるほか、原則として屋外消火栓箱内とすること。

(6) 屋外消火栓箱

第1屋内消火栓設備6(4)イからオまでに準ずるほか、雨水等がかかるおそれのある場所に設けるものは、箱内へ雨水等が侵入しない措置を講ずること。

(7) 表示

ア 屋外消火栓箱内に消火栓開閉弁を設けた場合は、当該消火栓箱の扉表面に赤地に白文字又は、白地に赤文字で「屋外消火栓」と表示すること。

イ 屋外消火栓箱内に消火栓開閉弁を設けない場合は、当該消火栓箱の扉表面に赤地に白文字又は、白地に赤文字で「ホース格納箱」と表示すること。

ウ イの場合、消火栓開閉弁設置位置には、赤地に白文字又は、白地に赤文字で「消火栓」と表示した標識板等を設けること。

オ 屋外消火栓箱又はホース格納箱には、使用方法を表示すること。

カ 赤色の灯火を第1屋内消火栓設備6(4)エに準じて設けること。



## 第8 動力消防ポンプ設備

### 1 設置場所

動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）の設置場所は、次によること。

- (1) 設置する水源ごとに当該水源の直近又は容易に接近できる場所とすること。
- (2) 雨水等の影響を受けるおそれのない場所又は同等以上の措置をした場所に設置すること。

### 2 水源

第1屋内消火栓設備1（(5)を除く。）に準ずるほか、地盤面より下に設けられる水源の有効水量は、次によること。

- (1) 地盤面から落差5m未満の場合は、水源の下端から0.5m以内の部分は有効水量に含めない。
- (2) 地盤面から落差5m以上ある場合は、落差4.5m以内の部分を有効水量とする。
- (3) 吸管投入孔を設ける場合は、直径60cmの円が内接することができる大きさ以上とすること。

### 3 器具

- (1) 吸管は、前記2の水源水量を有効に採水できる長さ及び構造のものとする。
- (2) ホースは、動力消防ポンプの規格放水量に基づき、令第20条第4項第1号の規定によりその有効範囲となる部分に、有効に注水できる本数（20mホース5本以上）を設けること。

### 4 表示

- (1) 動力消防ポンプを収納する部分には、「動力消防ポンプ常置場所」と表示すること。
- (2) 水源の付近には次の表示をすること。
  - ア 「動力消防ポンプ用水源」である旨を見やすい位置に、かつ容易に判別できる文字を表示すること。
  - イ 2(3)の吸管投入孔を設ける場合は、吸管投入孔の蓋に「吸管投入孔」の表示をすること。

### 第3章 警報設備

#### 第1 自動火災報知設備

##### 1 適応感知器及び設置場所

###### (1) 感知器は次のように設置

ア 感知器は規則第23条第4項から第8項までの規定によるほか、平成3年12月6日付け消防予第240号自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準を運用すること。

イ 熱式の感知器で可燃性ガスの滞留するおそれのある場所にあつては、防爆型の感知器を設置すること。

###### (2) 煙感知器の設置

ア 廊下及び通路から階段に至るまでの歩行距離が10m以下の場合、廊下又は通路に煙感知器を設置しないことができる。ただし、階段部分には煙感知器が必要である。

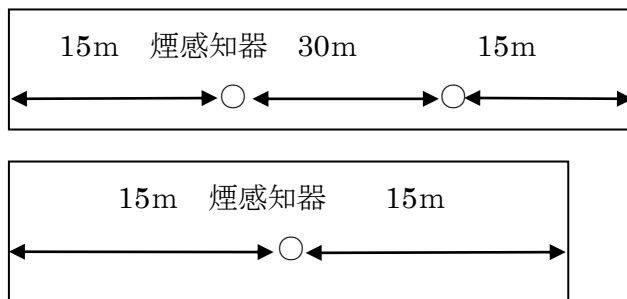
イ デパートの売場部分の通路等と売場部分とが壁体等で区画されていない場合は、当該通路を売場の一部として扱い、一定の面積ごとに感知器を設置すれば足りるものであること。

ウ エレベーターの昇降路には、その最上部に煙感知器を設置すれば足りるが、当該昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室が完全に水平区画されていない場合は、当該機械室に煙感知器を設置すれば、エレベーターの昇降路に煙感知器を設置しないことができる。

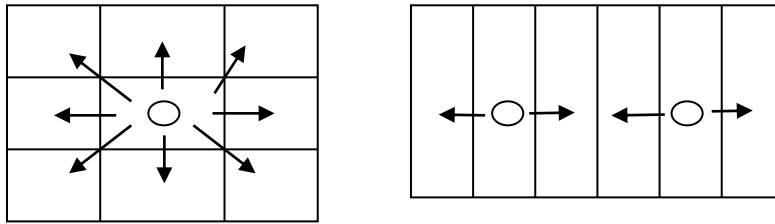
エ パイプシャフト等で水平断面積が1㎡以上のものはパイプシャフト最上部に設置する。この場合煙感知器以外の感知器も設置することができる。

オ 開放式の階段及び廊下等で、外部の気流が流通する場所における火災の発生を有効に感知することができないものにあつては、煙感知器の設置を要しないものであること。(共同住宅特例の開放式の階段及び廊下の算定を基準とする。)

カ 廊下及び通路に設置する場合の煙感知器相互間の歩行距離は、30m以下であること。



(3) はりの深さ0.4m以上1m未満(煙感知器の場合0.6m以上1m未満)の小区画の連続する場合は、次に示す例により設置してさしつかえない。



(4) 炎感知器の設置

ア 感知器は天井等又は壁に設けること。

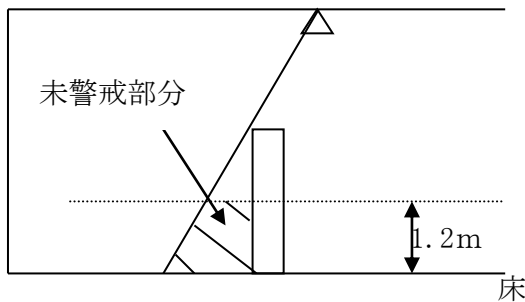
イ 感知器は障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けること。

ウ 感知器は日光を受けない位置に設けるか又は、日光による感知障害が生じない用遮光板等を設けること。

エ 防火対象物の道路の用に供される部分以外に設ける場合、感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ 1.2m までの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること

オ 防火対象物の道路の用に供される部分に設ける場合は、感知器は、道路の各部分から当該感知器までの距離が、公称監視距離の範囲内となるように設けること。

カ 監視空間を超える障害物がある場合は監視空間内に一定の幅の未警戒区域ができるため、当該未警戒区域を警戒する感知器を別に設置すること。



キ 監視空間に置かれた高さ 1.2m 以下の物によって遮られる部分は感知障害がないものとして取扱うこと

ク 上屋その他の外部の気流が流通する場所又は天井等の高さが 20m 以上である場所で、当該場所が用途上可燃物品の存置が少ない等により、火災発生の危険が著しく少ない場合又は延焼拡大のおそれが著しく少なくないと認められる場合は、感知器の設置は免除して差し支えないこと。

ケ 規則第 23 条第 5 項第 6 号の規定により、地階、無窓階及び 11 階以上の部分に設置する場合で、当該部分が駐車のために供されている場合は、炎感知器を設置するか、又は高感度の熱感知器を設置できるものであること。

コ クに掲げる「上屋その他外部の気流が流通する場所又は天井等の高さが 20m 以上で

ある場所で、当該場所が用途上可燃物品の存置が少ない等により、火災発生の危険が著しく少ない場合又は延焼拡大のおそれ著しく少ないと認められる場合」には次に掲げる部分及びこれらに類する部分を含むとする。

(ア) 開放廊下、開放階段及びバルコニー

(イ) 車寄せの上屋及び建物のひさし等の下部

(ウ) 荷さばき場、荷物取扱場、トラックヤード等の上屋の下部のうち使用時間外等無人時において当該部分に可燃物がない等良好な防火管理が期待できるもの（特例願いが必要）

## 2 警戒区域

(1) 階段、傾斜路、エレベーターの昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所と居室、廊下、通路等とは、別の警戒区域とすること。ただし、パイプダクト等で各階毎に防火区画した場合は、当該階の警戒区域に含めることができる。

(2) 階段、傾斜路、エレベーターの昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所が同一の防火対象物に2以上ある場合は、これらのうち、相互間の水平距離が50mの範囲内にあるものにあつては、同一の警戒区域として設定することができる。

(3) 高層建築物における階段及び傾斜路の警戒区域は、垂直距離45mごとに一の警戒区域として設定すること。

(4) 主要な出入口からその内部を見通すことができる防火対象物又はその部分に、光電式分離型感知器と他の感知器を併せて設置する場合及び炎感知器を設置する場合は警戒区域の一辺の長さを100m以下とすることができる。

(5) 2以上の独立した建築物にまたがらないこと。

(6) 表示窓等には、警戒区域、名称等が適正に記入されているか、火災時に名称等が適正に表示されるものであること。

(7) 階数が2以下の階段は、当該階の居室の警戒区域とすることができる。

(8) 警戒区域は、防火対象物の防火区画又は避難区画等にまたがらないように設定されていること。

## 3 受信機

(1) 受信機は床又は壁に堅固に固定すること。

(2) 受信機のある場所には、警戒区域一覧図を備え見やすい位置に掲示すること。

(3) 受信機は常時人のいる場所に設置し、操作、点検等に必要な保有距離を確保すること。

(4) 蓄積式の中継機及び受信機で、その設置時又は点検時に蓄積時間の設定値を変えることのできる機能を有するものは、むやみに設定値を変更しないこと。なお、規則第24条第7号の規定に定めてある時間内はこの限りでない。

(5) 受信機の地区音響停止スイッチの取扱いは、次の各号に留意すること。

ア 地区音響停止スイッチは、常時鳴動位置にしておくこと。

イ 地区音響装置が鳴動した場合には、火災が発生してないことを確認したうえで停止させること。

#### 4 電源

主電源の自動火災報知設備の開閉器には、その旨の表示を見やすい箇所に赤色で行うこと。

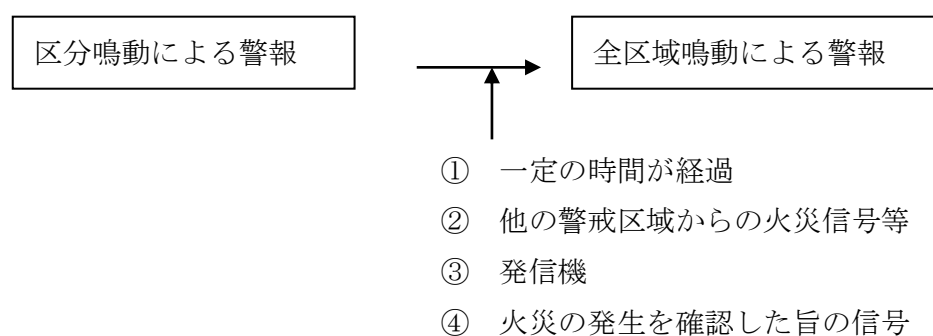
#### 5 地区音響装置

- (1) 地区音響装置は、各階ごとにその階の各部分から一の地区音響装置までの水平距離が25m以下となるように設置することとされているが、防火対象物の構造、区画、扉等により、聞こえにくい部分があると認められる場合には、公称音圧の高いものを使用するなど各部分において、適正に警報音が聞き取れるように設置すること。
- (2) 規則第24条第5号ハに定める地区音響装置の区分鳴動方式で作動するように設定された場合において、一定時間が経過した場合又はその部分の全区域に自動的に警報を発するように措置されていることとされているが、一定時間については概ね数分とし、最大でも10分以内とすること。

また、新たな火災信号については、感知器が作動した警戒区域以外の警戒区域からの火災信号、他の感知器からの火災信号（火災信号を感知器ごとに認識できる受信機に限る。）、発信機からの信号及び火災の発生を確認した旨の信号が該当すること。

<参考>

音響により警報を発するものに係る鳴動切替方式の例



- (3) 規則第24条第5号イ及び第5号の2イに規定する「特定1階段等防火対象物のうち、ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所」については、次によること。

ア ダンスホール、ディスコ、ライブハウス（コンサートホール）等で室内の音響が大きいため、他の音響が聞き取りにくい場所

イ カラオケボックス、カラオケルーム等で壁、防音設備等により室外の音響が聞き取りにくい場所

また、「他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる」とは、任意の場所で65dB以上の音圧があるものとする。

ただし、暗騒音が65dB以上ある場合は、次の措置又はこれと同等以上の効果のある

措置を講ずること。

- (ア) 地区音響装置の音圧が、暗騒音よりも 6 dB 以上強くなるように措置されていること。
- (イ) 地区音響装置の作動として連動して地区音響装置以外の音が自動的に停止すること。

## 第2 消防機関へ通報する火災報知設備

### 1 設置方法等

- (1) 火災通報装置は、常時人がいる場所に設置すること。この場合、努めて自動火災報知設備受信機又は副受信機と併設すること。
- (2) 一の防火対象物に火災通報装置設置義務対象物の部分が2以上あり、その管理について権原が分かれている場合は、一の管理権原ごとの対象物の部分に設置すること。
- (3) 同一敷地内に火災通報装置設置義務対象物の部分が2以上あり、渡り廊下等で接続されているものは、主たる防火対象物に親機を設け他の部分には、遠隔起動装置を設けることができる。
- (4) 遠隔起動装置を設ける場合は、火災通報装置を設けた場所との間で通話できる装置を備えておくこと。
- (5) 火災通報装置から遠隔起動装置までの配線は、規則第12条第1項第5号の規定によること。
- (6) 火災通報装置の電源は分電盤から専用回路とするとともに、配線用遮断器の見やすい位置に「火災通報装置専用」である旨の表示をすること。
- (7) 火災通報装置は、認定品又は「火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）」に適合するとともに、総務大臣又は指定認定機関による技術基準適合認定あるいは指定された技術的な条件適合認定を受けているか、接続する第一種電気通信事業者の検査を受けたものとする事。
- (8) 通報内容は下記に準じたとおりにすること。
  - ピピピ ピピピ 火事です 火事です
  - こちらは知多市〇〇町〇番地
  - 知多市〇〇です
  - ピンポンパン 逆信して下さい

### 第3 非常警報設備

#### 1 放送設備の設置方法

##### (1) 増幅器、操作部、遠隔操作部の設置場所

規則第25条の2第2項第3号トに定める防火上有効な措置を講じた位置については次によること。ただし、遠隔操作器を病院、老人福祉施設等のナースセンター等に設ける場合はこの限りでない。

ア 避難階の避難上有効な出入口付近の室

イ 安全に避難でき、かつ、壁、床及び天井が不燃材料で造られ、開口部に防火戸を設け、火災による被害を受けにくい室

##### (2) 自動火災報知設備の地区音響装置

放送設備は、自動火災報知設備の作動と連動して起動し、自動的に音声警報音による放送を行うこととされたことから、規則第24条第5号に定めるところにより、自動火災報知設備の地区音響装置を設けなくても支障ないものとする。

##### (3) スピーカーの設置方法

ア 規則第25条の2第2項第3号ロ(イ)に定める放送区域(防火対象物の2以上の階にわたらず、かつ、床、壁又は戸(障子、ふすま等遮音性の著しく低いものを除く。)で区画された部分をいう。)の運用については、次のとおりとする。

(ア) 部屋の間仕切壁については、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式か移動式にかかわらず、壁として取扱うものとする。

(イ) 障子、ふすま等遮音性の著しく低いものには、障子、ふすまの他、カーテン(アコーデオンカーテンを除く。)、つい立、すだれ、格子戸又はこれと類するものが該当するものとする。

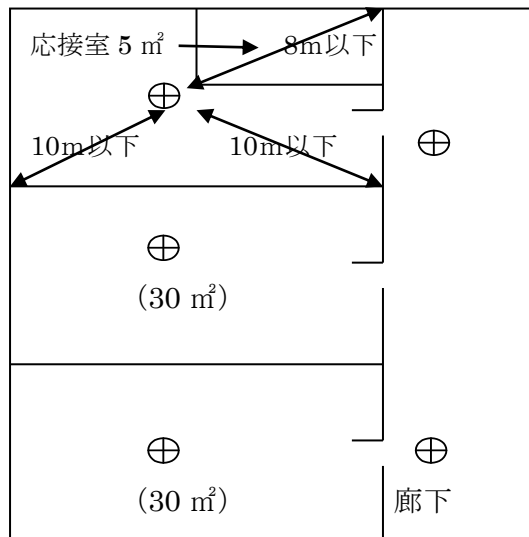
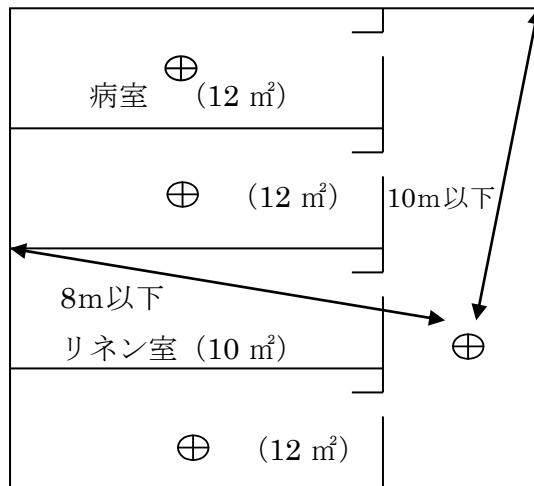
(ウ) 通常は開口している移動式の壁又は戸であっても、閉鎖して使用する可能性のあるものは、壁又は戸で区画されたものと取り扱うものとする。

(エ) カラオケボックス、カラオケルーム等若しくは居室以外の部分で常時人のいる可能性のある等遮音性の高い場所については、規則第25条の2第2項第3号ロ(ロ)ただし書きに係わらず、当該部屋を一の放送区域として取扱うものとする。

イ 規則第25条の2第2項第3号ロ(イ)は、放送区域の面積によって設置できるスピーカーの種類を区分しているところであるが、スピーカーが設置されない放送区域が存する場合は、直近のスピーカーが受け持つ放送区域の合計面積を算定のうえで、当該面積に対応する種類のスピーカーを設置するよう指導すること。

ウ 規則第25条の2第2項第3号ロ(ロ)ただし書きに定めるスピーカーの設置を免除できる放送区域及びスピーカーの設置場所については、次の例によるものとする。

(ア) 居室又は居室から地上に通ずる主たる廊下その他の通路以外の場所でスピーカーの設置を免除できる場合



(4) 音声警報音のメッセージ

次に文例又はこれに準ずるものとする。

ア 感知器発報放送

「ただいま〇階の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意下さい。」

イ 火災放送

「火事です。火事です。〇階で火災が発生しました。落ち着いて避難してください。」

ウ 非火災放送

「先ほどの火災感知器の作動は、確認の結果、異常がありませんでした。ご安心下さい。」

(5) 認定等



放送設備に使用する機器は、認定品又は「非常放送設備の基準」（昭和 48 年消防庁告示第 6 号）に適合するものとする。

(6) 放送設備の起動装置等

放送設備には規則第 25 条の 2 第 2 項第 2 号の 2 の基準に基づき起動装置を設けるものとし、規則第 24 条第 5 号により自動火災報知設備の地区音響装置を省略する場合にあっても、自動火災報知設備と連動させ、作動した階又は区域を自動火災報知設備に表示させるものとする。

## 第4章 避難設備

### 第1 避難器具

- 1 避難器具取り付け部の開口部の大きさ、操作面積、降下空間、避難空地及び避難通路については、「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成8年消防庁告示第2号、以下「告示2号」という。）により定められているとおりとするが、当該避難器具の形態及び操作方法に応じて容易かつ安全に使用して避難できるものであること。

なお、設置する避難器具については用途に応じて、利用者が容易に利用できる適正な避難器具を設置するものとする。

- 2 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごを設置する場合は、次によること。
  - (1) 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごの吊り元は、建物側とすること。
  - (2) 手すりその他転落防止の措置を講じた概ね2㎡以上の床面積を有するバルコニー等に設置すること。
  - (3) 共同住宅等のバルコニーに設置する場合は、原則として、同一縦系列住戸の各バルコニー内で下階への避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごに乗り換えられるように設置すること。
- 3 標識にあつては、次によること。
  - (1) 避難器具を設置又は格納する場所（以下「避難器具設置等場所」という。）の見やすい箇所に、告示第2号の第5に定める標識及びその使用方法を明記した表示を設けること。
  - (2) 特定1階段等防火対象物の避難器具設置場所の出入口の上部又はその直近には避難器具設置を設置した旨の標識を設置することとし、避難器具が設置されている場所がわかりにくい場合には、説明文、平面図等を併記すること。
  - (3) 特定1階段等防火対象物の避難器具を設置する階のエレベーターホール等の共用部に設置する標識は「避難器具設置場所案内図」である旨を明記した当該階に平面図に避難器具の設置場所が容易に識別できるように表示した標識であること。なお、当該標識については、大きさ及び材質の制限はないが、紙等の材質で破損の恐れのあるものには、保護のための措置を講ずること。

## 第2 誘導灯

### 1 設置に関する基準の細目

誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン（平成11年9月21日付け消防予第245号）に準じて指導すること。

### 2 設置要領

#### (1) 誘導灯の消灯方法

ア 誘導灯の消灯するために設ける点滅器、開閉器等（以下「点滅器等」という。）は常時人がいる場所等で容易に管理することができる場所に設けること。

#### イ 誘導灯の点灯方法

誘導灯の点灯は、自動火災報知設備の作動と連動して信号装置を介して一括点灯し、かつ、利用形態に応じて次の（ア）から（カ）のいずれかの方法で点灯させること。

(ア) 防火対象物又はその部分に際し、最初に入入りする扉の開放と連動して点灯する方式（以下「扉開放連動装置」という。）のもの

(イ) 防火対象物又はその部分に際し、最初に入入りする扉の開錠と連動して点灯する方式（以下「施錠連動装置」という。）のもの

(ウ) 防火対象物又はその部分に際し、点灯する照明器具の点灯を行うスイッチと連動して点灯する方式（以下「照明器具連動装置」という。）のもの

(エ) 自然光により避難口又は避難方向が識別できなくなった場合、自動的に点灯する方式（以下「光電式自動点滅器」という。）のもの

(オ) 最初に使用する関係者の出入りを赤外線センサーにて感知した場合、自動的に点灯する方式（以下「赤外線センサー」という。）

(カ) 防火管理体制が整備されており、警備員、宿直者等が手動で直ちに点灯できるもの

#### ウ 自動火災報知設備との連動

(ア) 信号装置は、認定品若しくは同等以上のものとする。

(イ) 自動火災報知設備は、令第21条の規定に準じて設置されていること。

## 第5章 消防用水

### 1 吸管投入孔を設ける場合

- (1) 吸管投入孔は、直径 60 cmの円が内接することができる大きさ以上とし、80 m<sup>2</sup>以上の水量を有するものは、2ヵ所以上設けること。
- (2) 吸管投入孔は、連結送水管の送水口付近に設けること。
- (3) 吸管投入孔付近には、「消防用水」の表示をするとともに、吸管投入孔の蓋には「吸管投入口」の表示を設けること。

### 2 採水用の結合金具（以下「結合金具」という。）を設ける場合

- (1) 水源が結合金具の位置より高い位置にあるもののうち、結合金具における背圧が 0.25Mpa 以上のもの若しくは配管長（豎管部分を除く。以下同じ。）が 50m未満のもの（以下「地上式の水源を有する消防用水」という。）又は水源が結合金具の位置より低い位置にあるもののうち、配管長が 20m未満かつ落差が 4.5m未満となるもの（以下「結合金具より下の水源を有する消防用水」という。）は次によること。

ア 結合金具は、連結送水管の送水口付近に設けるとともに、地上式の水源を有する消防用水の場合は、結合金具の直近の操作しやすい位置に開閉弁を設けること。

イ 有効水量 40 m<sup>2</sup>以上を保有する水源は結合金具を 2 口とすること。

ウ 結合金具は、地盤面からの高さが 0.5m以上 1.0m以下とするとともに、呼称 75 のねじ式の受け口とすること。ただし、地上式の水源を有する消防用水で結合金具に 0.25Mpa 以上に背圧がある場合は、呼称 65 の差込式の差し口とすること。

エ 結合金具が呼称 75 のねじ式の受け口の場合は、呼称 75 のねじ式の差し口蓋（覆冠）を、呼称 65 の差込式の差し口の場合は、呼称 65 の差込式の受け口蓋（覆冠）又は容易に破壊できる保護板を設けること。

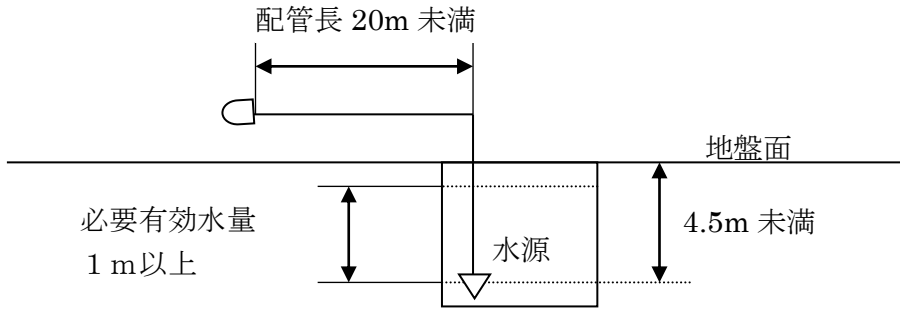
オ 呼称 75 のねじ式の結合金具直近には「消防用水（吸水用）」を呼称 65 の差込式の結合金具直近には「消防用水」の表示を設けること。

カ 水源から結合金具に接続する配管（以下「配管」という。）の口径は、結合金具が 1 口の場合は 80mm 以上、2 口の場合は 100mm 以上とし、空気だまりのできないものとする。ただし、結合金具より下の水源を有する消防用水で結合金具を 2 口設ける場合は、配管口径 80mm 以上のものを結合金具ごとに単独で設けること。

キ 結合金具より下の水源を有する消防用水に設ける配管には、ろ過装置を設けること。  
地上式の水源を有する



結合金具より下の水源を有する消防用水



(2) 前 (1) 以外の場合は、次によること。

ア 水源上部に屋内消火栓に準じて専用の加圧送水装置（ポンプを用いる加圧送水装置に限る）を設けること。

イ ポンプの吐出量は、毎分 2,000ℓ とし、揚程は結合金具における吐出圧力が 0.25Mpa 以上の能力のものとする。

ウ 加圧送水装置には、規則第 12 条第 1 項第 4 号に基づく非常電源を設けること。

エ 結合金具は、連結送水管の送水口付近に設け、結合金具の直近の操作しやすい位置に開閉弁を設けること。

オ 有効水量 40 m<sup>3</sup>以上を保有する水源は、結合金具を 2 口とすること。

カ 結合金具は、地盤面からの高さが 0.5m 以上 1.0m 以下とし、呼称 65 の差込口とすること。

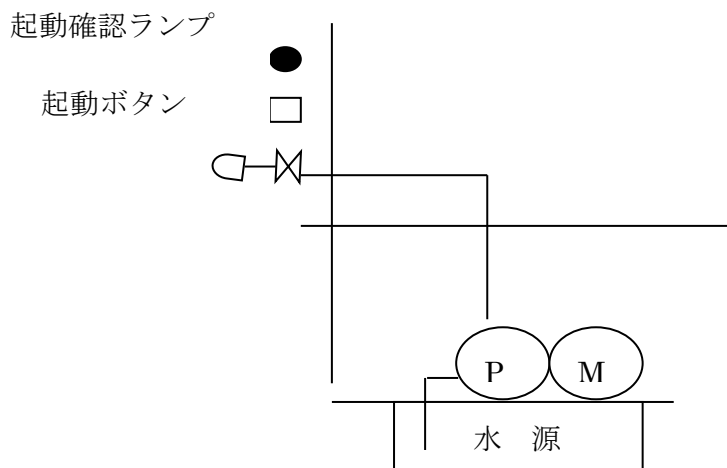
キ 結合金具には呼称 65 の差込式の受け口蓋（覆冠）又は容易に破壊できる保護板を設けること。

ク 結合金具直近には、「消防用水（ポンプ加圧式）」の表示を設けること。

ケ 配管の口径は、100mm 以上とすること。

コ 結合金具の直近には、加圧送水装置の起動方法を表示し、起動装置は、結合金具の直近に設置すること。

結合金具直近からの遠隔起動の場合（略図）



- (4) 結合金具は防火対象物の各部分から1の結合金具までの水平距離が100m以下となるように設けること。
- (5) 配管は第1屋内消火栓設備4(1)、(6)、(7)、(9)から(12)及び(17)に準ずるほか、加圧送水装置を設けた場合にあつては、その吐出側直近部分の配管表面の見やすい箇所に消防用水用である旨を表示すること。

### 3 水源

- (1) 水源の設置方法及び有効水量の算定等は、第1屋内消火栓設備1に準ずること。ただし、1及び2(1)の結合金具より下の水源を有する消防用水の場合の有効水量は次によること。
  - ア 吸管投入孔を設ける場合は、吸管投入孔の下部を水源の下端とするとともに、水源の下端から0.5m以内の部分は有効水量に含めない。また、地盤面から落差5m以上ある場合は、落差4.5m以内の部分を有効水量とする。
  - イ 2(1)の結合金具より下の水源を有する消防用水の場合は、配管の下端の位置(ろ過装置を除く。)までを有効水量とする。ただし、配管の下端の位置が地盤面から落差4.5m以上ある場合は、地盤面から落差4.5m以内の部分を有効水量とする。
- (2) 水源(自然水利を除く。)には、自動給水装置及び減水警報を設けること。ただし、水源が減水した場合、直ちに手動で補水することができるものについては、自動給水装置を設けないことができる。
- (3) 吸管投入孔を設ける場合は、消防ポンプ自動車は2m以内に接近できる場所とすること。また、結合金具を設ける場合は、消防ポンプ自動車は容易に部署できる場所とすること。

### 4 その他

海水を水源とする場合は、前2(2)に準ずる遠隔起動を海面上に設けた場合のみとすること。

## 第6章 消火活動上必要な施設

### 第1 連結送水管

#### 1 送水口

第2スプリンクラー設備4(3)から(5)によること。

#### 2 放水口

- (1) ホース接続口の結合金具は、呼称65の差込式の差し口とすること。
- (2) 放水口は、直通階段、特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降口ロビー、又は階段の出入口から容易に識別できる5m以内の位置に設けること。
- (3) 放水口は、原則として各階の同一直線上に設け、放水口のホース接続口は前面を向けること。
- (4) 放水口は、放水口格納箱内に設けるものとし、第1屋内消火栓設備6(3)に準ずること。
- (5) 放水口格納箱は屋内消火栓箱と兼用することができる。

#### 3 配管等

配管等は第1屋内消火栓設備4(1)(3)から(7)、(10)から(12)に準ずるほか、次によること。

- (1) 放水口のたて系統ごとに、配管口径100mm以上の立上がり管を設けること。また、一の防火対象物に2以上の立上がり管を設けるときは、それぞれの立上がり管の低層階部分で配管口径100mm以上の横引管で接続すること。
- (2) 配管は高架水槽又は補助高架水槽に連結し常時充水すること。
- (3) 送水口の直近には、逆止弁(送水口側)及び仕切弁(放水口側)を容易に操作できる場所に設けること。
- (4) 配管の最下部には、排水弁を設けること。ただし、配管の最下部に放水口等を設けた場合で、当該放水口等から有効に排水できる場合にあっては、この限りでない。
- (5) 規則第31条第5号ロに定める設計送水圧力は、最も圧力が低くなると予想される放水口(最高部又は最遠部の放水口等)に長さ20mのホース(呼称65)2本を結合した場合にノズル最先端圧力(ノズル口径23mm)が0.6Mpa以上、放水量が800ℓ/min以上となるように設けること。
- (6) 配管の材質、管継手及びバルブ類は、規則第31条第5号ロ、ハ及びニによること。

#### 4 表示

- (1) 送水口には、その直近の見やすい箇所に赤地に白文字又は白地に赤字で「送水口(連結送水管専用)」又は「送水口(消防隊専用)」等の表示をすること。
- (2) 放水口格納箱には「放水口(消防隊専用)」の表示を設けること。ただし、放水口を屋内消火栓箱内に設置するものにあつては、屋内消火栓箱に「放水口」の表示を併記すること。

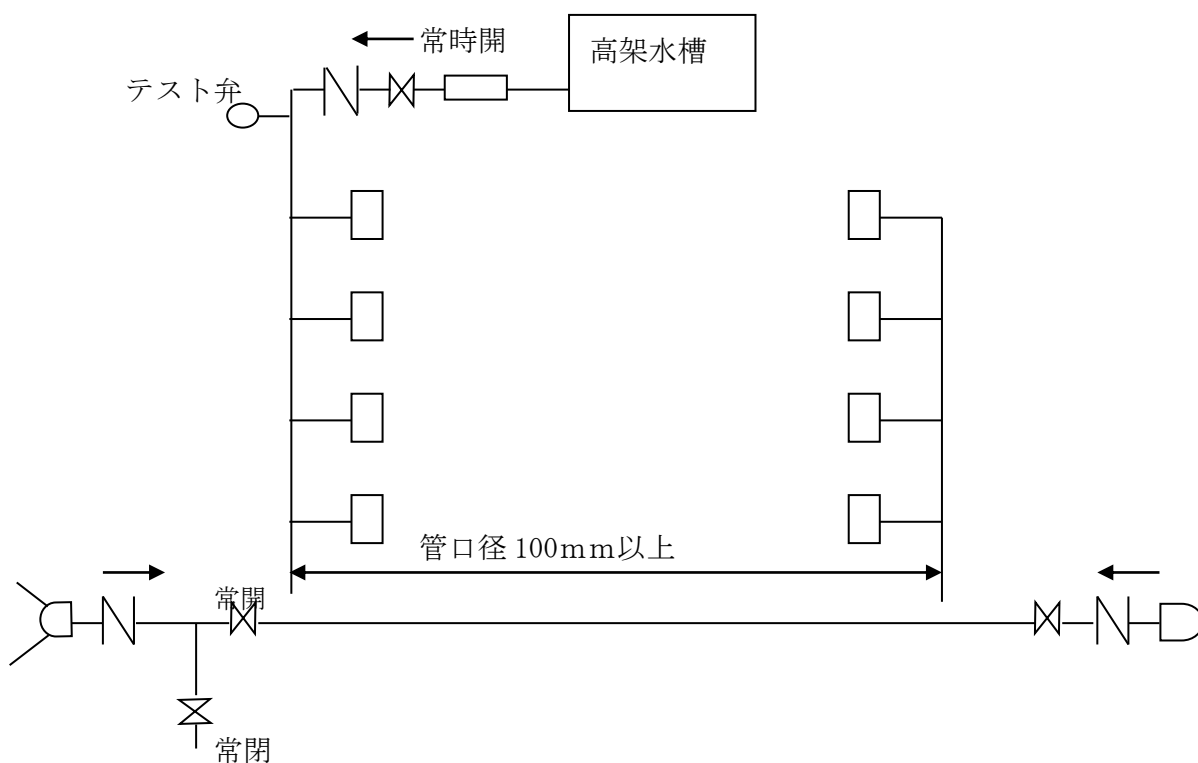
- (3) 送水口の直近には 20cm×20cm 以上の大きさの基準階平面図に放水口、送水口、逆止弁及び仕切弁の位置並びに消防車からの送水圧力を記入した標識板を設けること。

## 5 ホース格納箱

11 階以上の部分に設ける放水口には、次によりホース及び筒先を設けること。

- (1) 11 階以上の各階には長さ 20m のホース（呼称 50）2 本以上、筒先（結合金具は、呼称 50 の差込式の受け口）1 本以上を放水用器具格納箱（以下「ホース格納箱」という。）に収納して設けること。
- (2) 筒先は、噴霧切替式ノズルとすること。
- (3) ホース格納箱は、放水口格納箱と兼用すること。ただし、放水口の直近に設ける場合はこの限りでない。
- (4) ホース格納箱には、その前面に赤地に白文字又は、白地に赤文字で「ホース格納箱」と表示すること。
- (5) ホース格納箱は、第 1 屋内消火栓設備 7（4）エ及びオに準ずること。

<連結送水管配管例>





## 第2 非常コンセント設備

- 1 非常コンセントの設置位置は、階段室、階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビー又は階段の出入口から容易に視認できる5 m以内の位置とし、原則として連結送水管の放水口と同一位置に設けること。
- 2 コンセントの差込接続器のプラグ受け  
保護箱内には、規則第31条の2第3号に規定するプラグ受けを2個設けること。
- 3 コンセントの差込接続器のプラグ受け
  - (1) 保護箱内の大きさは、24cm平方以上であること。
  - (2) 保護箱は防錆加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製又は同等の性能を有するものとする。
  - (3) 保護箱の扉は、容易に開閉でき、かつ、操作に支障のない開放角度を有するものとする。
  - (4) 保護箱内には、差込プラグの離脱を防止するためのフックを設けること。
- 4 電源及び配線
  - (1) 電源の配線用しゃ断器には、非常コンセント用である旨を表示すること。
  - (2) 電源回路には、地絡により電源をしゃ断する装置を設けないこと。
  - (3) 電源からの回路は、主配電盤から専用回路とし、それぞれ単独に独立して配線するとともに、専用の電源から非常コンセントへの分岐回路には、分岐用の配線用しゃ断器を保護箱内に設けること。
  - (4) 保護箱内の配線、プラグ受け及び分岐用の配線用しゃ断器の充電部は、露出しないように設けること。
- 5 非常電源  
非常電源は、第15非常電源によること。
- 6 表示  
非常コンセントの保護箱には、赤地に白文字又は白地に赤文字で「非常コンセント」と、浮出し灯により表示すること。
- 7 保護箱と屋内消火栓箱との接続  
非常コンセントの保護箱と屋内消火栓箱等を接続する場合は、次によること。
  - (1) 保護箱は、屋内消火栓箱等の上部に設け、相互に不燃材料で区画すること。
  - (2) 屋内消火栓部分、放水口部分及び弱電流配線等と非常コンセントとは、防湿的に区画すること。
  - (3) 屋内消火栓箱等と保護箱の扉は別開きとすること。
  - (4) 非常コンセントの赤色の灯火は、屋内消火栓等の赤色の灯火と兼用することができるものとする。

## 第7章 非常電源

1 非常電源の種別は、消防用設備等の種別に応じ下記によるものとする。

消防用設備等	非常電源の種別	使用時間	
屋内消火栓設備	非常電源専用受電設備（注1、注2に掲げる防火対象物を除く。）自家発電設備又は蓄電池設備	30分以上	
スプリンクラー設備 水噴霧消火設備 泡消火設備 屋外消火栓設備	非常電源専用受電設備（注1に掲げる防火対象物を除く。）自家発電設備又は蓄電池設備	30分以上	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	自家発電設備又は蓄電池設備	60分以上	
自動火災報知設備 非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン、放送設備）	非常電源専用受電設備（注1に掲げる防火対象物を除く。）又は蓄電池設備	10分以上	
火災通報装置	蓄電池	10分以上	
ガス漏れ火災警報設備	蓄電池設備又は自家発電設備	10分以上	
誘導灯	消防庁長官が定める用件に該当する防火対象物（注2）の避難口等（注3）に設置するもの	蓄電池設備及び自家発電設備（蓄電池設備の20分を超える作動時間の部分に限る。）を併用するもの又は蓄電池設備	60分以上
	その他のもの	蓄電池設備	20分以上
消防水の加圧送水装置	非常電源専用受電設備（注1に掲げる防火対象物を除く。）、自家発電設備又は蓄電池設備	60分以上	
排煙設備 非常コンセント設備	非常電源専用受電設備（注1に掲げる防火対象物を除く。）自家発電設備又は蓄電池設備	30分以上	
連結送水管の加圧送水装置	非常電源専用受電設備（注1に掲げる防火対象物を除く。）、自家発電設備又は蓄電池設備	120分以上	

注1 延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の特定防火対象物

注2 平成 11 年消防庁告示第 2 号第 3 に掲げる防火対象物

注3 規則第 28 条の 3 第 4 項第 10 号かっこ書きに掲げる避難口、廊下及び通路並びに直通階段

## 2 非常電源専用受電設備

### (1) 構造及び性能

非常電源専用受電設備の構造及び性能等は、次によること。

ア 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備（以下「高圧受電設備」という。）は、キュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和 50 年消防庁告示第 7 号）（以下「告示 7 号」という。）によるほか、次によること。

なお、高圧受電設備が認定品の場合にあっては、これらの基準に適合しているものとして取り扱って差し支えない。

(ア) 非常電源回路には、各消防用設備専用の配線用遮断器を設けること。

(イ) キュービクル式（高圧又は特別高圧の受電設備として使用する機器一式を外箱に納めたもので受電箱（電力需給用計器用変成器、主遮断装置など主として受電用機器一式を収納したもの）及び配電箱（変圧器、高圧配電盤、高圧新相コンデンサー、直列リアクトル、低圧配電盤などを収納したもの）で構成されるもの）のもので検針窓又は計器窓を設ける場合は、次によること。

- a ガラス窓を設ける場合にあっては、金属製の網入りガラス（厚さ 6.8mm 以上）又はこれと同等以上の機械的強度及び防火性能を有するものを用いること。
- b 金属製の網入りガラスは、上下左右を金具で固定し、火にあぶられても落下しない構造とすること。
- c 金属製の網入りガラスに防水処置が必要な場合に限り、パテ及びゴムを使用することができるものとする。

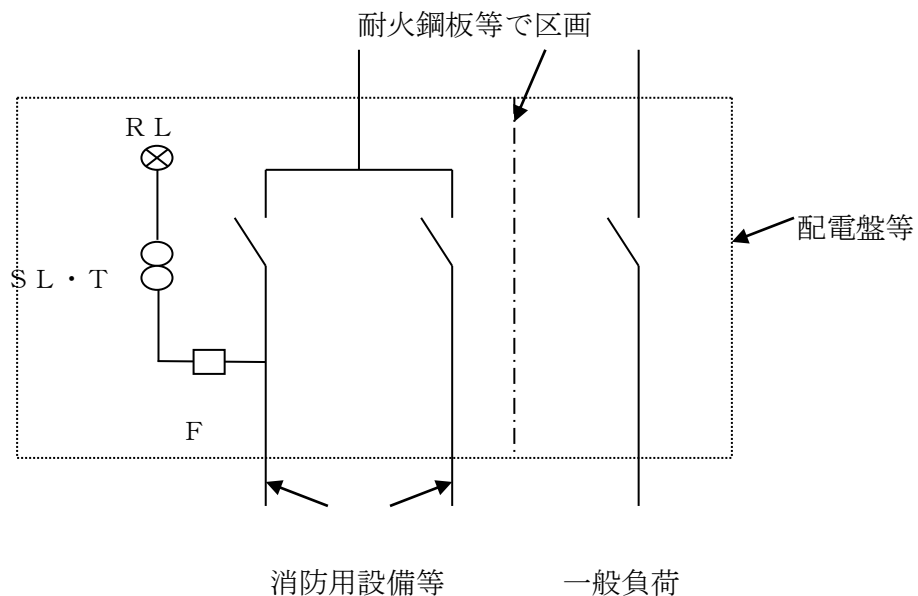
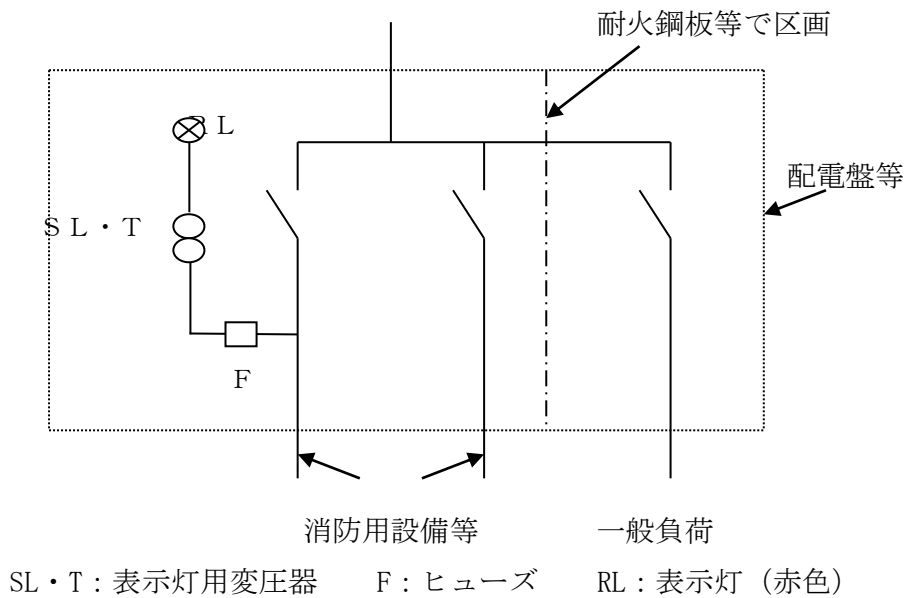
(ウ) 非常電源回路の配線用遮断器の二次側には非常電源確認表示灯（以下「確認表示灯」という。）を次により設けること。

- a 確認表示灯は、配線用遮断器の二次側から分岐して設けること。
- b 複数の配線用遮断器を設ける場合にあっては、確認表示灯をそれぞれの回路に設けること。
- c 確認表示灯回路には、適正なヒューズを設けること。
- d 確認表示灯は、外部から容易に確認できる位置に取り付けること。
- e 確認表示灯の光色は赤色とすること。
- f 確認表示灯のカバーは、不燃性又は難燃性の材料を用いること。
- g 確認表示灯回路には、点滅器を設けないこと。
- h 確認表示灯の直近には非常電源確認表示灯である旨を表示すること。

イ 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤及び分電盤（以下「配電盤等」という。）は、配電盤及び分電盤の基準（昭和 56 年消防庁告示第 10 号）（以下「配電盤等の基準」という。）及びア（ア）、（ウ）（b、d を除く。）によるほか、次によること。

なお、配電盤等が認定品の場合にあっては、これらの基準に適合しているものとして取り扱って差し支えない。

- (ア) 非常電源回路の配線用遮断器の二次側には、確認表示灯を次により設けること。
- a 確認表示灯は、電灯用回路及び動力用回路に設けること。電灯用回路及び動力用回路に複数の配線用遮断器がある場合は、各回路いずれかの一の配線用遮断器に設けること。
  - b 確認表示灯は、配電盤等のキャビネットの外部に露出して設けること。
- (イ) 非常電源と一般負荷を共用するものは非常電源回路の開閉器、過電流遮断器及びその他の配線機器（以下「配線機器等」という。）並びに配線と一般負荷回路の配線機器等及び配線を耐火鋼板等で区画すること。（下図参照）
- (ウ) 非常電源回路の動力用主回路にはヒューズを使用しないこと。
- (エ) 常電源回路には原則として主幹開閉器を設けないこと。



ウ 非常電源回路の遮断器は、停電時に連動遮断しないこと。

エ 非常電源回路には、漏電遮断機能を有するものは取り付けないこと。

(2) 設置場所

非常電源専用受電設備の設置場所及び設置場所の構造等は、次によること。

ア 屋内に設置する場合は、次に定める場所に設置すること。

(ア) キュービクル式の高圧受電設備のうち認定品又は告示7号に適合するもの（以下「認定キュービクル等」という。）にあつては、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、屋根）で区画（以下「不燃区画」という。）された変電設備室、発電設備室、機械室（ボイラー室等の火災発生のおそれがある場所又は機器が設置されているものを除く。以下「機械室」について同じ。）又はポンプ室等に設置するとともに、次に掲げる換気設備を設けること。

a 高圧受電設備を設置した場所の換気は、専用で設けること。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

(a) 延焼のおそれの少ない位置構造のもの

(b) ダンパー等により、火災を有効に遮断することができるもの

b 換気設備の屋外に面する開口部には、鳥獣等の侵入を防ぐことができる措置をすること。

(イ) (ア)に掲げるもの以外の高圧受電設備

不燃区画され、かつ開口部に常時閉鎖式の防火戸等を設けた電気設備専用室（以下「不燃専用電気室」という。）に設置するとともに、不燃専用電気室には（ア）a に掲げる電気設備を設けること。

(ウ) 配電盤等

配電盤等を設ける場合には、配電盤等の基準に定める第一種配電盤又は第一種分電盤（以下「一種配電盤等」という。）とすること。ただし、次に掲げる場所に設置する場合は、この限りでない。

a 不燃専用電気室内に設置する場合。

b 配電盤等の基準に定める第二種配電盤又は第二種分電盤（以下「二種配電盤等」という。）を不燃区画された変電設備室、発電設備室、機械室又はポンプ室等に設置する場合。

c 二種配電盤等を周壁、床及び天井を耐火構造とし、開口部に防火戸を設けたパイプシャフト（空調ダクト等の設けられていないものに限る。）に設置する場合

イ 屋外又は屋上（主要構造部を耐火構造とした場合に限る。）に設ける場合は、次に定める場所に設置すること。

(ア) 高圧受電設備

隣接する建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）、隣地境界（道路境界線

は除く。以下同じ。)並びに当該建築物等の外壁等から 3m (認定キュービクル等の場合は、1m) 以上の空間を有する場所に設置すること。ただし、次に掲げる場所にあつては、この限りでない。

- a 隣接する建築物等及び当該建築物等の外壁等が不燃材料で造られ、若しくはお  
おわれ、かつ、当該設備から 3m 以内 (認定キュービクル等の場合は、1m) に開  
口部の無い場合は、若しくは開口部に常時閉鎖式の防火戸を設けた場所に設置す  
る場合。
- b 不燃材料で造られた高さ 2m 以上の塀等により、火災の影響を受けないよう有  
効な防護措置を講じた場合。

(7) 配電盤等

配電盤等を設ける場合は、一種配電盤とすること。ただし、次に掲げる場合にあ  
つては、この限りでない。

a 屋上に設ける場合

- (a) 隣接する建築物等及び隣地境界並びに当該建築物等の外壁から 3m 以上の  
空間を有する場所に設置する場合。
- (b) 隣接する建築物等及び当該建築物等の外壁等が不燃材料で造られ、若しく  
はおわれ、かつ、3m 以内に開口部の無い場合、若しくは開口部に常時閉鎖式  
の防火戸を設けた場所に設置する場合。

b 建築物等の外壁等に設ける場合

隣接する建築物等及び隣地境界から 3m 以上の空間を有する場所又は不燃材料  
で造られた塀等により隣接する建築物等から火災の影響を受けないよう有効な防  
護措置を講じたもので、次の (a) 又は (b) に掲げる場合

- (a) 建築物等の外壁が不燃材料で造られ、若しくはおおわれている場合、又は  
耐火構造とした建築物等の外壁等又は開放廊下の壁面で開口部 (防火戸が設け  
られている場合に限る。) から 1m 以上の距離 (開口部の上方を除く。) に二種配  
電盤等を設置する場合
- (b) 耐火構造の外壁のうち開口部から 3m 以上の離隔距離にある場合

c 屋外に設ける場合

隣接する建築物等及び隣地境界並びに当該建築物等の外壁等から 3m 以上の空  
間を有する場所に設置する場合

ただし、不燃材料で造られた塀 (塀は配電盤より高くすること。) 等により、火  
災の影響を受けないよう有効な防護措置を講じた場合にあっては、3m 未満とする  
ことができる。

ウ その他ア及びイに定めるものと同様以上と認められる防火措置を講じた場合

エ 雨水等により機能に障害を生じるおそれのない場所とすること。ただし、有効な防  
水措置を講じた構造とした場合はこの限りでない。

オ 関係者以外の者が、みだりに操作することができない場所とすること。

カ 車両等の接触により損傷するおそれがない場所又は柵等の防護措置を講じた場所とすること。

### (3) 非常電源専用受電設備の結線方法

#### ア 高圧で受電する場合

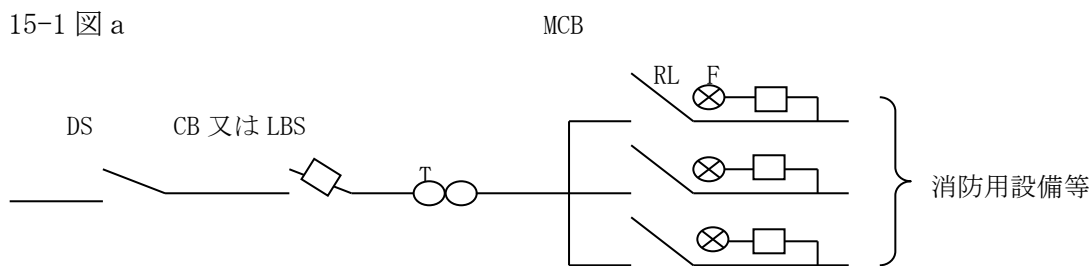
一般負荷回路が火災等により、短絡、過負荷、地絡等を生じた場合、当該非常電源回路に影響を与えないようであるため、高圧受電設備の結線方法は、保護協調（各遮断器等の遮断動作特性において段階時限による順位選択遮断をいう。以下同じ。）を確認の上、過電流遮断器等を、次の 15-1 図の例により設けること。

また、認定キュービクルにあつては、これに適合するものとして取り扱うこと。

#### (ア) 非常電源専用の受電用遮断器を設ける場合

a 非常電源専用の受電用遮断器を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合（一般負荷がない場合）は 15-1 図 a によること。

15-1 図 a



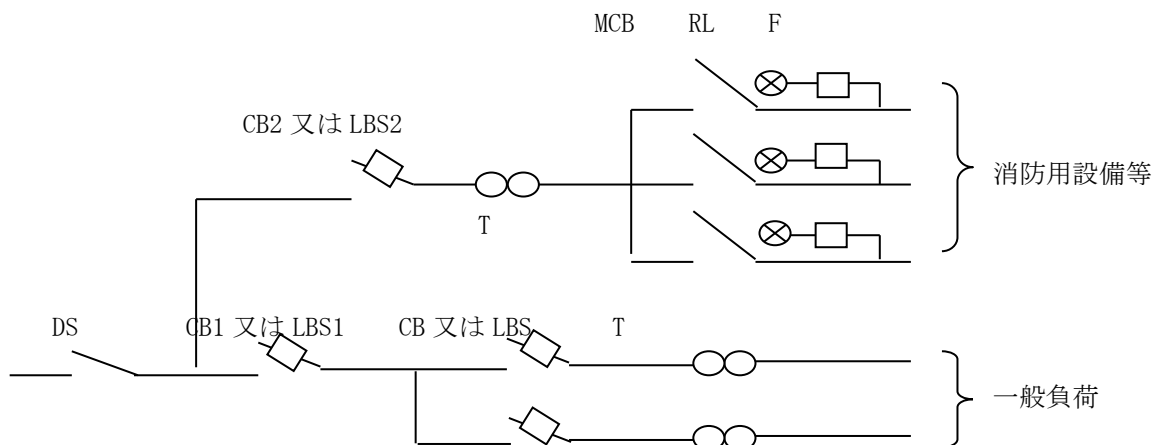
凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器

MCB：配線用遮断器 RL：表示灯 F：ヒューズ

(注意 1) 配線用遮断器 (MCB) は、受電用遮断器 (CB 又は LBS) より先に遮断する性能のものを設けること

b 非常電源専用の受電用遮断器を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合（一般負荷がある場合）は 15-1 図 b によること。

15-1 図 b



凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器

MCB：配線用遮断器 RL：表示灯 F：ヒューズ

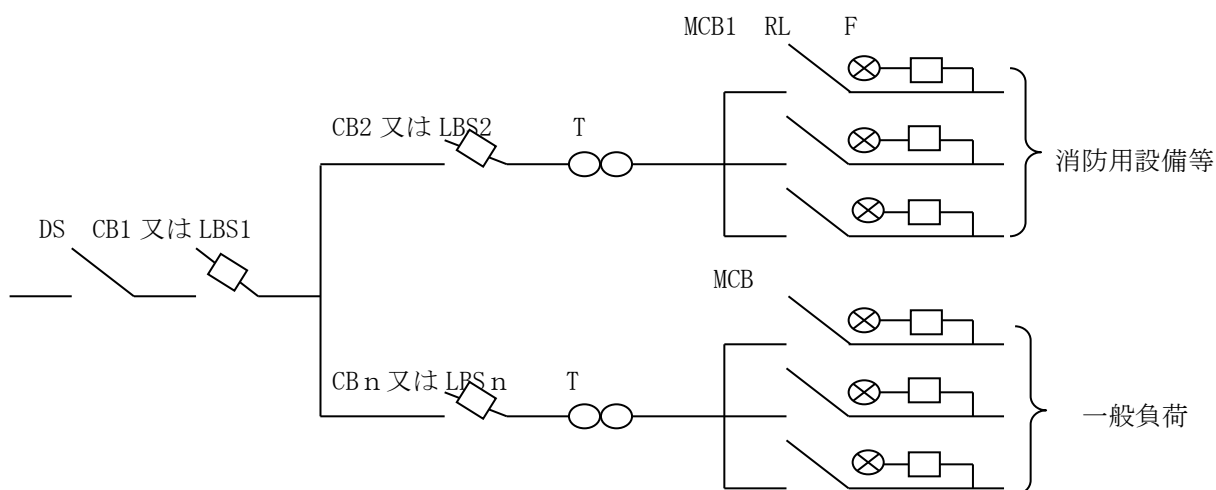
(注 1) 消防用設備等の受電用遮断器 (CB2 又は LBS2) を専用に設ける場合は、一般負荷用受電用遮断器 (CB1 又は LBS1) と同等以上の遮断容量を有すること。

(注 2) 配線用遮断器 (MCB) は、受電用遮断器 (CB2 又は LBS2) より先に遮断する性能のものを設けること

(イ) 非常電源専用の変圧器を設ける場合

非常電源専用の変圧器 (以下「専用変圧器」という。) を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合は、15-1 図 c によること。

15-1 図 c



凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器

MCB：配線用遮断器 RL：表示灯 F：ヒューズ

(注 1) 一般負荷の変圧器の一次側には、受電用遮断器 (CB1 又は LBS1) より先に遮断する一般負荷用受電用遮断器 (CBn 又は LBSn) を設けること

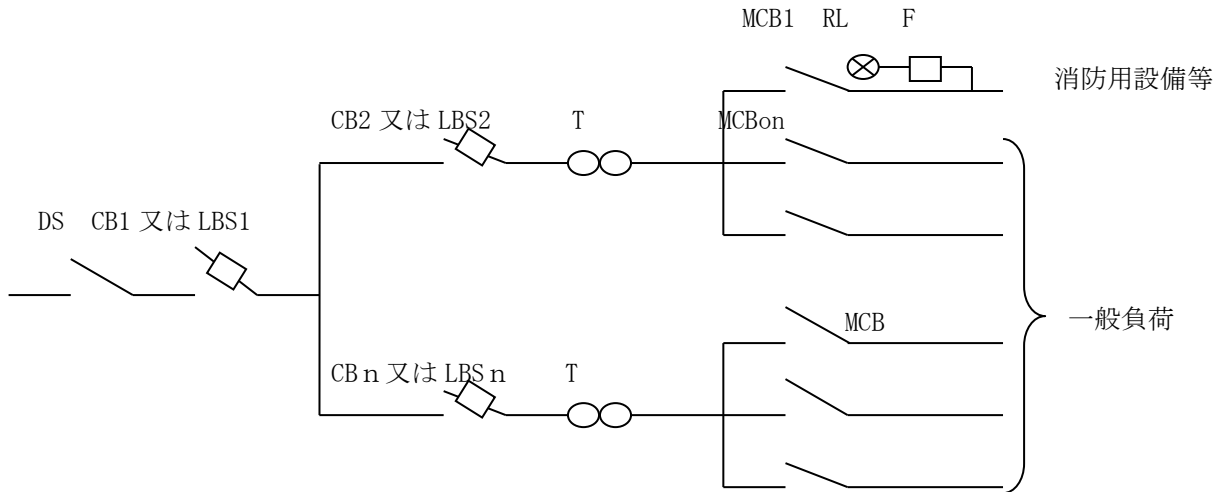
(注 2) 配線用遮断器 (MCB1) は、受電用遮断器 (CB1 又は LBS1) 及び専用変圧器の一次側に設ける遮断器 (CB2 又は LBS2) より先に遮断する性能のものを設けること。

(ウ) 一般負荷と共用する変圧器を設ける場合

a 一般負荷と共用する変圧器 (以下「共用変圧器」という。) を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合は 15-1 図 d によること。



15-1 図 d



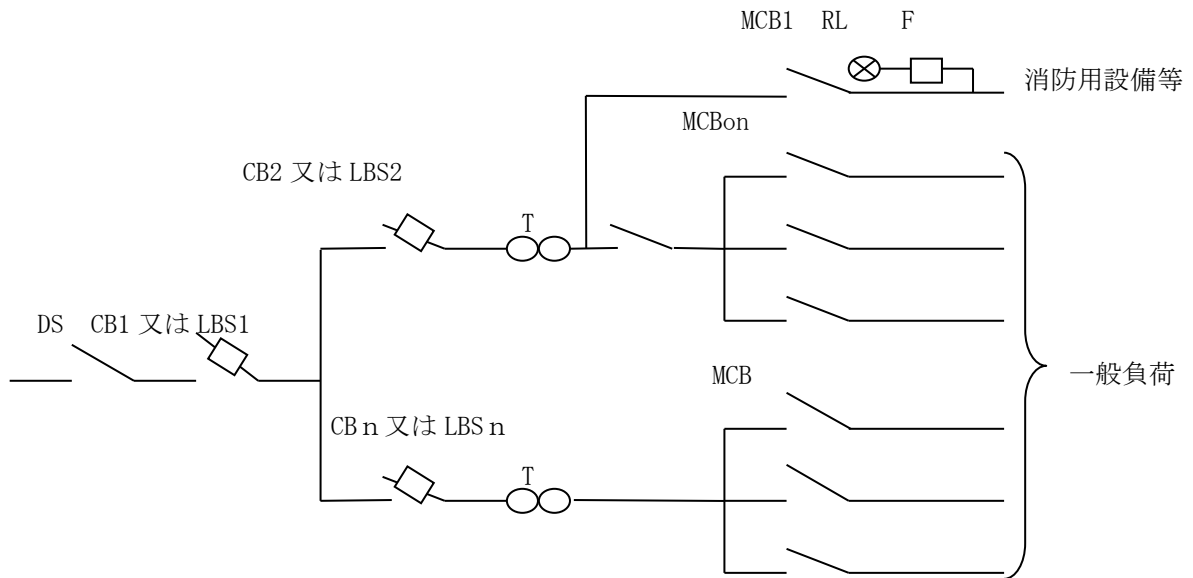
凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器

MCB：配線用遮断器 RL：表示灯 F：ヒューズ

(注 1) 一般負荷の変圧器の一次側には、受電用遮断器 (CB1 又は LBS1) より先に遮断する性能の遮断器 (CB<sub>n</sub> 又は LBS<sub>n</sub>) を設けること

b 共用変圧器の二次側に一般負荷の主遮断器を設けその遮断器の一次側から消防用設備等へ電源を供給する場合は、15-1 図 e によること。

15-1 図 e



凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器

MCB：配線用遮断器 RL：表示灯 F：ヒューズ

(注 1) 一般負荷の変圧器の一次側には、受電用遮断器 (CB1 又は LBS1) より先に遮断する性能の遮断器 (CB<sub>n</sub> 又は LBS<sub>n</sub>) を設けること

イ 低圧で受電する場合

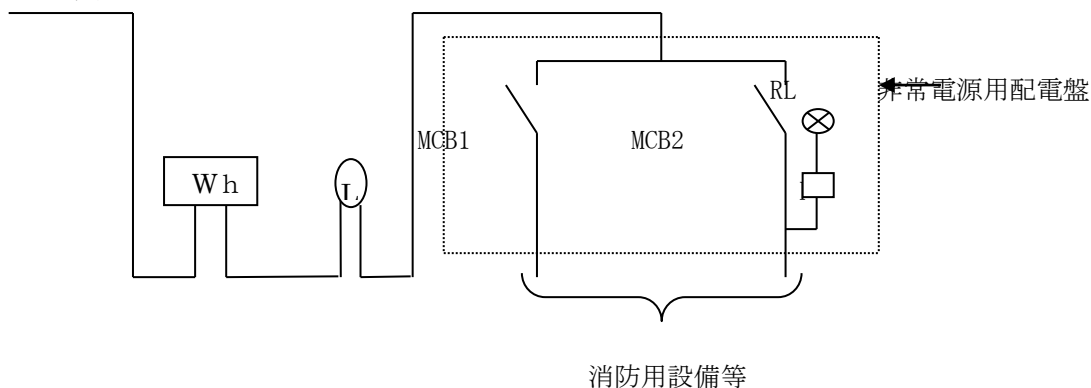
一般負荷回路が火災等により、短絡、過負荷、地絡等を生じた場合、当該非常電源回

路に影響を与えないようにするため、次の 15-2 図 a の例により設けること。

ただし、15-2 図の例に掲げるものと同等以上と認められる性能を有する場合にあっては、この限りでない。

(ア) 非常電源専用で受電する場合は、15-2 図 a によること。

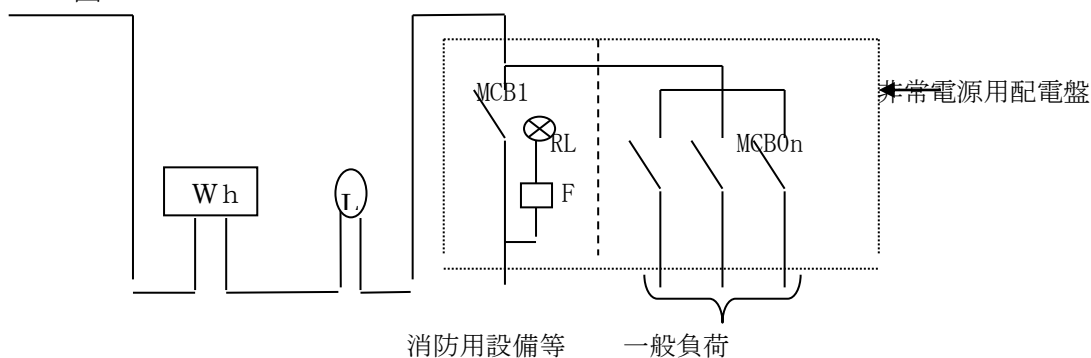
15-2 図 a



凡例 Wh : 積算電力量計 L : 電流制限器 MCB : 配線用遮断器  
RL : 表示灯 F : ヒューズ

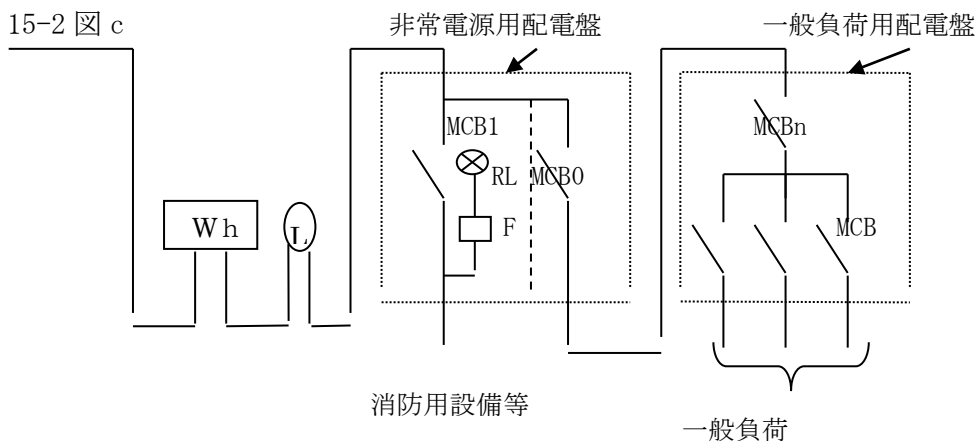
(イ) 一般負荷と共用で受電する場合は、15-2 図 b、c、及び d によること。

15-2 図 b



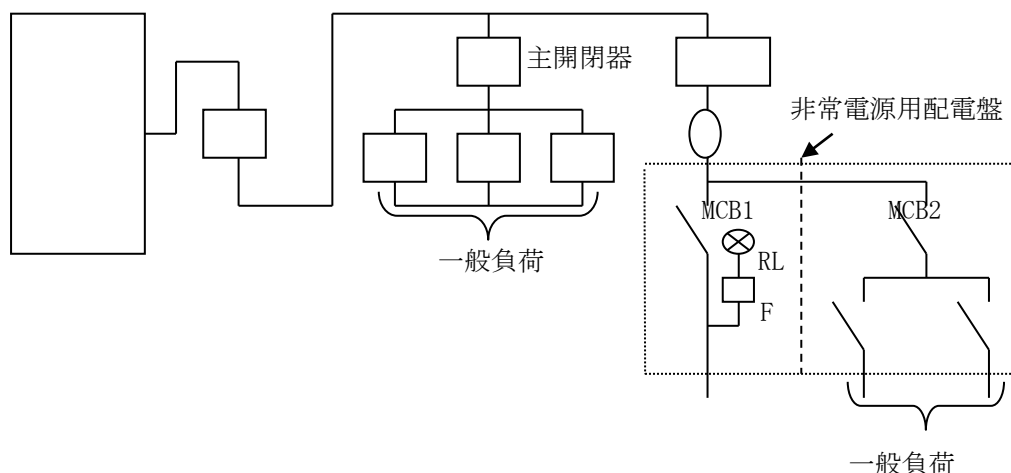
凡例 Wh : 積算電力量計 L : 電流制限器 MCB : 配線用遮断器  
RL : 表示灯 F : ヒューズ

15-2 図 c



凡例 Wh : 積算電力量計 L : 電流制限器 MCB : 配線用遮断器  
 RL : 表示灯 F : ヒューズ

15-2 図 c



凡例 Wh : 積算電力量計 L : 電流制限器 MCB : 配線用遮断器  
 RL : 表示灯 F : ヒューズ

### 3 自家発電設備

#### (1) 構造及び性能

自家発電設備の構造及び性能は次によること。

ア 非常電源として使用する自家発電設備は、自家発電設備の基準（昭和 48 年消防庁告示第 1 号。以下「告示 1 号」という。）によるほか、次によること。

イ 自家発電設備の出力

(ア) 自家発電設備は、原則として防火対象物ごとに設置すること。ただし、同一敷地内に複数の防火対象物がある場合、複数の防火対象物の消防用設備等に対し、一台の自家発電設備から電力を供給する場合にあっては、防火対象物ごとに非常電源の負荷回路の総容量を計算し、最大となる総容量以上の出力とすること。

(イ) 一の防火対象物に 2 以上の消防用設備等が設置されている場合は、原則として当該消防用設備等を同時に始動し、かつ、同時に使用することができる出力とすること。ただし、2 以上の消防用設備等が同時に始動した場合において、逐次 5 秒以内（すべての非常電源回路に送電するまでに要する時間は 40 秒以内とすること。）に消防用設備等に電力を供給できる装置を設けた場合又は消防用設備等の種別若しくは組合せにより同時始動若しくは同時使用がない場合は、瞬時全負荷投入した場合における出力としないことができること。

(ウ) 自家発電設備に非常電源回路と一般負荷回路が自家発電設備の出力を超えて接続される場合は、火災が発生していない場合に限り消防用設備等の制御電源以外の全ての出力を一般負荷回路に送電しても差し支えないものとする。ただし、火災が発

生した場合は、次により非常電源回路に送電すること。

- a 火災が発生した場合は、火災が発生した旨等の信号（以下「切替信号」という。）により、自動的に消防用設備等に必要な電力以上の一般負荷回路を切り離し非常電源回路に送電すること。この場合、遮断に要する電源は蓄電池設備とする。ただし、当該自家発電設備からの電源により自動的に遮断できるものにあつては、この限りでない。
- b 一般負荷回路の切切り離しから、非常電源回路に送電するまでに要する時間は40秒以内とすること。
- c 切替信号は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備又は排煙設備の起動信号等によること。

ウ 気体燃料を使用する自家発電設備（常用燃料を含む。以下同じ。）にはガス漏れ火災報知設備を次により設置すること。

- (ア) ガス漏れ火災報知設備の検知器（以下「検知器」という。）は、発電設備が設置されている室及びキュービクル内に設置すること。
- (イ) 検知器（キュービクルを除く。）は水平距離8m以内で有効に作動する場所に設けること。
- (ウ) ガス漏れ火災警報設備が作動した場合は、ガス漏れ場所がわかるように自動火災報知設備の受信盤等へ表示すること。

エ 原動機は内燃機関（ディーゼルエンジン、ガソリンエンジン及びガスエンジン）又はガスタービンとするとともに、原動機の始動に蓄電池設備を使用するものは、外気温等により始動性能が低下しないように設置すること。

オ 自家発電設備は認定品とすること。なお、やむを得ず認定品以外のものを設置する場合にあつては、告示1号に適合することが明示（性能、諸元データ等）されているものとする。

## (2) 設置場所

自家発電設備の設置場所及び構造は、2(2)の例によること。

## (3) 保有距離

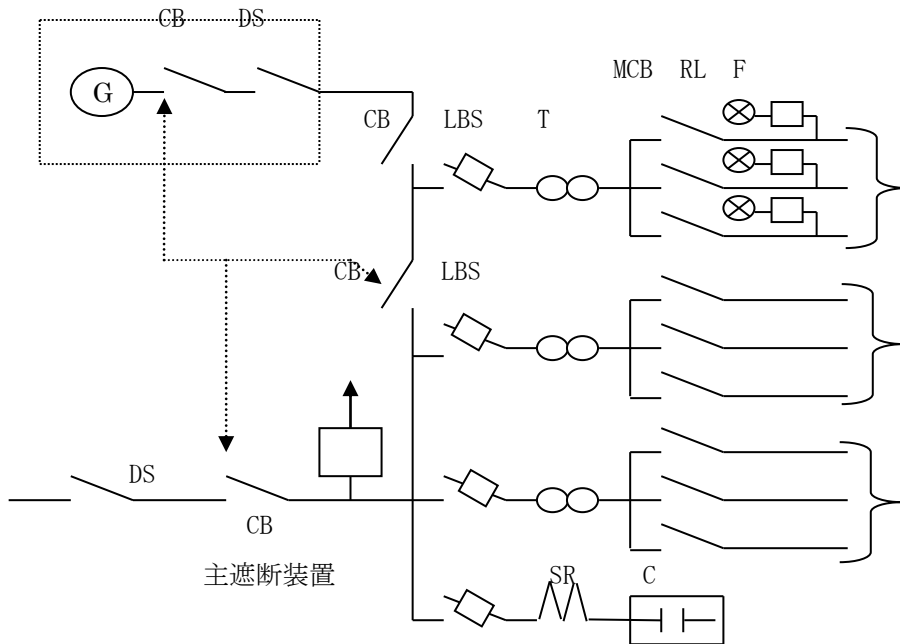
自家発電設備の周囲には、容易に操作、点検等を行うことができる空間を確保すること。

## (4) 自家発電設備の接続方法

一般負荷回路が火災等により、短絡、過負荷、地絡等を生じた場合、当該非常電源回路に影響を与えないようにするため、自家発電設備と負荷の結線方法は、保護協調を確認（各遮断器の特性は2(5)に掲げる非常電源専用受電設備の結線方法の例によること。）の上、過電流遮断器等を次の第15-3図の例により設けること。ただし、第15-3図に掲げるものと同様以上と認められる性能を有する場合にあつては、この限りでない。

第 15-3 図 a

高圧自家発電設備の例（自動遮断器等でインターロックして設けた例）



凡例 DS：遮断器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器

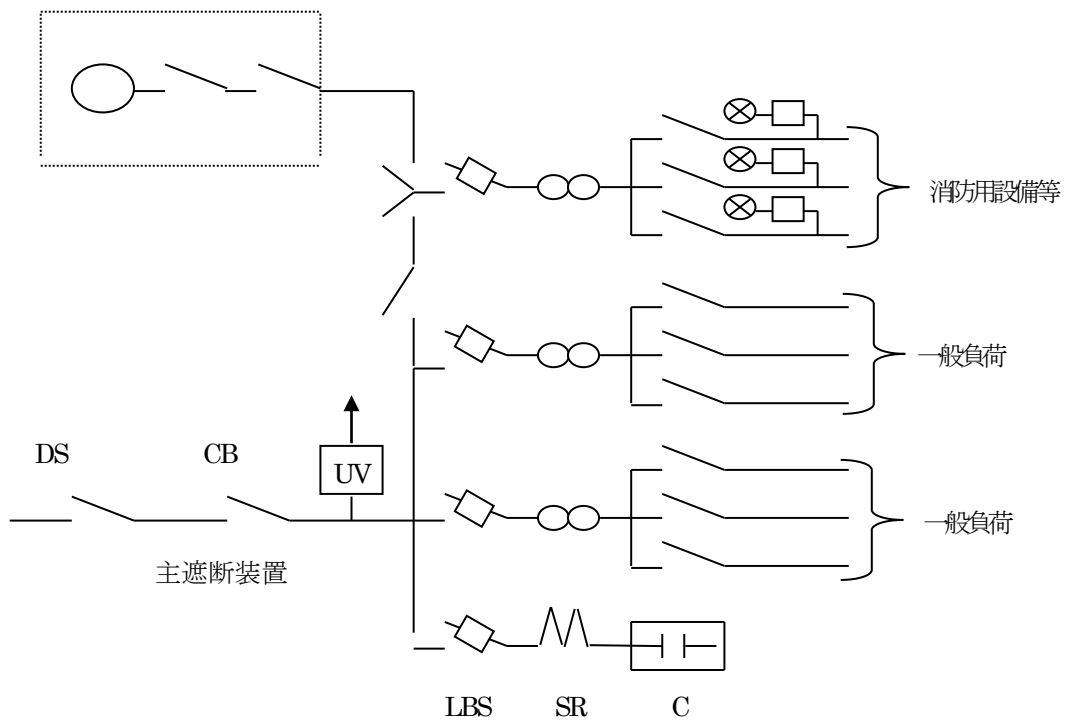
MCB：配線用遮断器 RL：表示灯 F：ヒューズ C：進相コンデンサー

SR：直列リアクトル G：交流発電機 UV：不足電圧継電器

注 不足電圧継電器は主遮断装置の二次側に設け、上位の主遮断装置と適切なインターロックをとること。

第 15-3 図 b

高圧自家発電設備の例（高圧受電設備に自動切替装置を設けた場合）

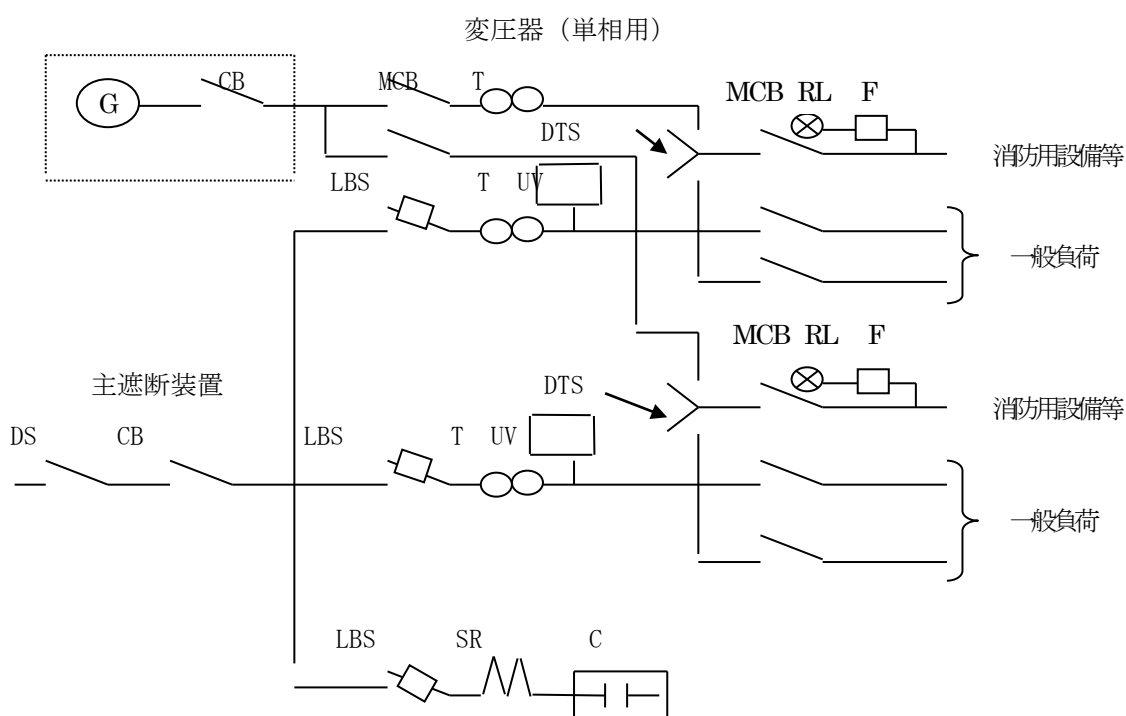


凡例 DS：遮断器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器  
 MCB：配線用遮断器 RL：表示灯 F：ヒューズ C：進相コンデンサー  
 SR：直列リアクトル G：交流発電機 UV：不足電圧継電器  
 DTS：双投式電磁接触器

注 不足電圧継電器は双投式電磁接触器の一次側より主遮断装置の二次側までの間に設けること。

第 15-3 図 c

低圧自家発電設備の例（高圧受電設備に自動切替装置を設けた場合）

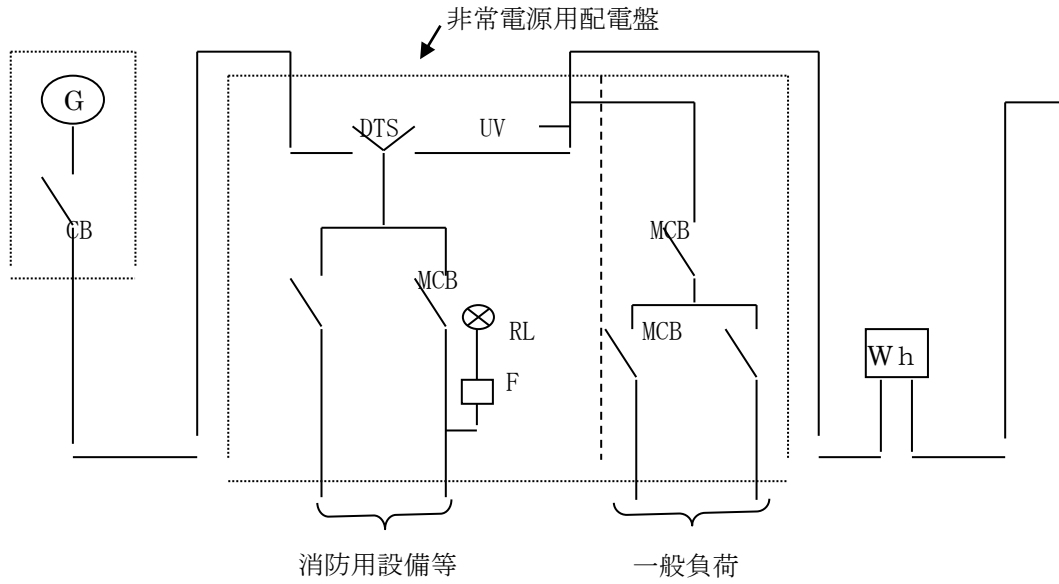


凡例 DS：遮断器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器  
 MCB：配線用遮断器 RL：表示灯 F：ヒューズ C：進相コンデンサー  
 SR：直列リアクトル G：交流発電機 UV：不足電圧継電器  
 DTS：双投式電磁接触器

注 不足電圧継電器は双投式電磁接触器の一次側より主遮断装置の二次側までの間に設けること。

第 15-3 図 d

低圧自家発電設備の例（配電盤に自動切替装置を設けた場合）

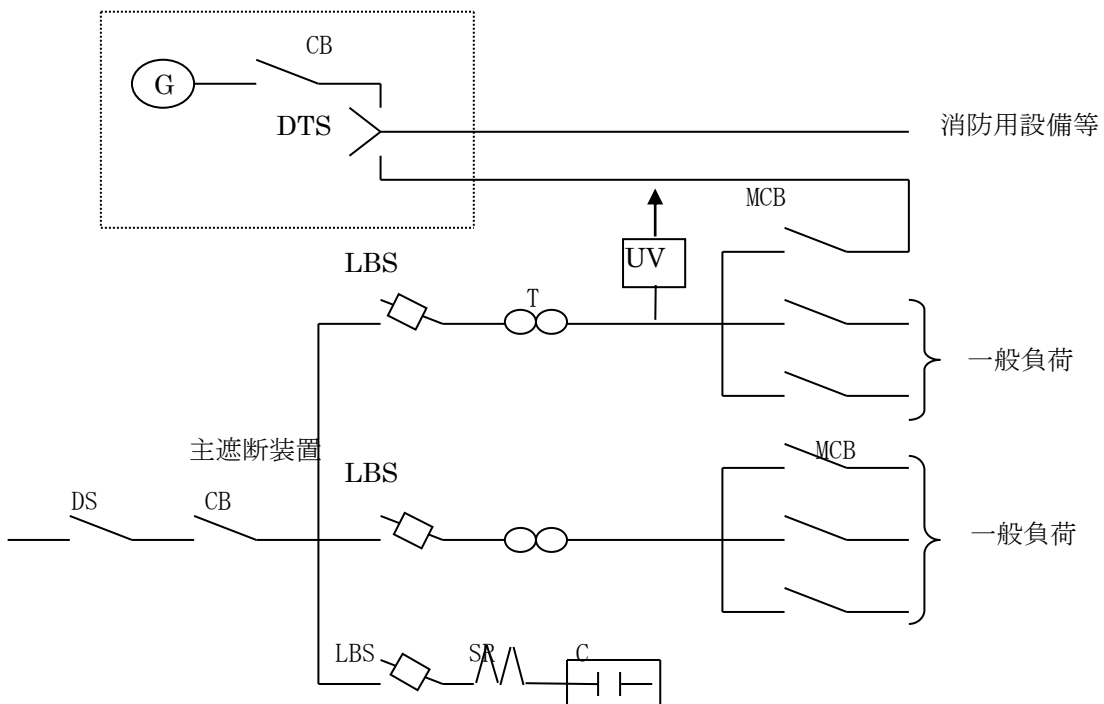


凡例 Wh：積算電力計    CB：遮断器    MCB：配線用遮断器    RL：表示灯  
 F：ヒューズ    G：交流発電機    UV：不足電圧継電器  
 DTS：双投式電磁接触器

注 不足電圧継電器は双投式電磁接触器の一次側より主遮断装置の二次側までの間に設けること。

第 15-3 図 e

低圧自家発電設備の例（自家発電設備に自動切替装置を設けた場合）



凡例 DS：断路器　LBS：負荷開閉器　CB：遮断器　T：変圧器  
MCB：配線用遮断器　C：進相コンデンサー　SR：直列リアクトル  
G：交流発電機　UV：不足電圧継電器　DTS：双投式電磁接触器

#### (5) 換気設備

屋内に設置する自家発電設備の運転に必要な給気口及び室温上昇防止のための換気設備は、2 (2) ア (ア) a 及び (b) によるほか、直接屋外に面する給気口及び排気口から有効に給気及び排気（以下「給排気」という。）が行える場合を除き、次に定めるところによること。

ア 原動機の排気は、次に定めるところによること。

(ア) 排気筒は、直接屋外へ通じる専用のものとする。

(イ) 原動機の排気消音器は、原動機の所要性能に影響を及ぼさない構造のものとする。

### 4 蓄電池設備

#### (1) 蓄電池設備の構造及び性能

蓄電池設備の構造及び性能は、2 (1) ウからカによるほか、次によること。

ア 非常電源として使用する蓄電池設備は蓄電池の基準（昭和48年消防庁告示第2号。以下「告示2号」という。）によるほか、次によること。

イ 蓄電池設備の容量

(ア) 同一敷地内に複数の防火対象物がある場合は3 (1) イ (ア) によること。

(イ) 一の防火対象物で2以上の消防用設備等に供給する場合に容量は、当該消防用設備等の容量の合算値とすること。

ウ 蓄電池設備は認定品とすること。なお、やむをえず認定品以外のものを設置する場合にあっては、告示2号に適合することが明示（性能、諸元データ等）されているものとする。

#### (2) 非常電源回路の保護

耐火保護を要する範囲は、蓄電池設備の接続端子以後の部分とすること。ただし、受信盤又は制御盤等に組み込まれたものにあつては、この限りでない。

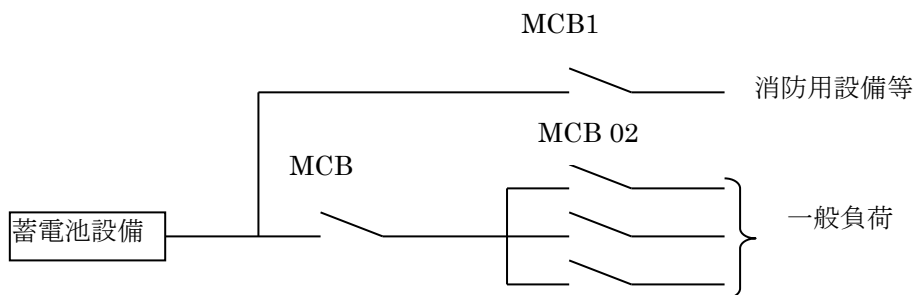
#### (3) 蓄電池設備の接続方法

ア 一般負荷回路が火災により、短絡、過負荷、地絡等を生じた場合、当該非常電源回路に影響を与えないようにするため、蓄電池設備と負荷の結線方法は、過電流遮断器等、次の第15-4図に掲げるものと同様以上と認められる性能を有する場合のあつては、この限りでない。

(ア) 主遮断器の1次側より分岐するものは、第15-4図 a によること。



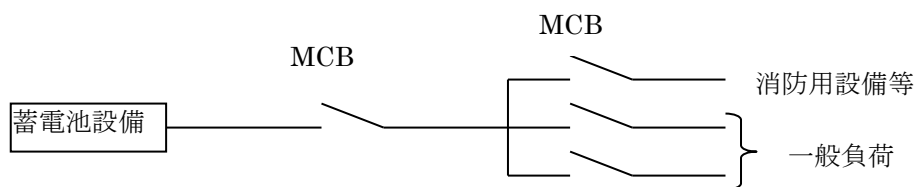
第 15-4 図 a



凡例 MCB：主遮断器

第 15-4 図 b

(イ) 主遮断器の 2 次側より分岐するものは、第 15-4 図 b によること。



凡例 MCB：主遮断器

附 則

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。